

第2期 みなべ町 自殺対策計画

令和6（2024）年度～令和10（2028）年度

令和6年3月

はじめに

全国の自殺者数は、平成 10（1998）年以降、年間 3 万人を超える状況が続いていましたが、平成 18（2006）年 10 月に「自殺対策基本法」が施行されて以降、「社会の問題」と認識されるようになり、自殺対策の総合的な推進の結果、自殺者数は減少傾向にあります。

しかしながら、令和 2（2020）年は新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、自殺の要因と成り得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が増え、総数は 11 年ぶりに前年を上回りました。

みなべ町では、令和元（2019）年に「みなべ町 自殺対策計画」（以下、前計画という。）を策定し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置づけ、令和元（2019）年度から 5 年間を計画期間とし、全庁的な取組として総合的に自殺対策を推進してきました。

令和 5（2023）年度に前計画の計画期間の終期を迎え、新たな「自殺総合対策大綱」を踏まえ、「第 2 期 みなべ町 自殺対策計画」を策定し、みなべ町の自殺対策をさらに総合的に推進し、全庁的な取組として、「誰も自殺に追い込まれることのないみなべ町」を目指します。

令和 6 年 3 月

みなべ町長 小谷 芳正

目次

1 みなべ町自殺対策計画について

1-1	自殺対策計画策定の背景と目的	1
1-2	自殺対策の基本方針	3
1-3	計画の位置づけ	5
1-4	SDGsとの関係	6
1-5	計画の期間	6
1-6	計画の目標	6

2 みなべ町の自殺の現状と関連データ

2-1	みなべ町の自殺の現状	7
2-2	自殺に関連するデータ	12

3 前計画の取組と評価

基本施策	14
重点施策	17

4 自殺対策における取組

4-1	施策体系	20
4-2	6つの基本施策	21
(1)	地域におけるネットワークの強化	21
(2)	自殺対策を支える人材の育成	23
(3)	住民への啓発と周知	24
(4)	自殺未遂者等への支援の充実	25
(5)	自死遺族等への支援の充実	25
(6)	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	26
4-3	重点施策	27
(1)	勤務・経営	27
(2)	高齢者	28
(3)	生活困窮	30
4-4	生きる支援関連施策	31

5 みなべ町 相談対応フローチャート

5-1	みなべ町 相談対応フローチャート	37
5-2	主な相談窓口	38

1 みなべ町自殺対策計画について

1-1 自殺対策計画策定の背景と目的

みなべ町では、これまでも「第2次みなべ町長期総合計画」に基づき、健康づくりを推進してきました。

そのような中、平成28年3月、自殺対策基本法の大改正において、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、「都道府県及び市町村は自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとする」とされました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（自殺対策基本法第2条）。自殺対策基本法は、第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とうたっています。我が国の自殺対策は、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指しています。

みなべ町は全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、本計画を策定し、自殺対策を総合的に推進していきます。

図1：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）

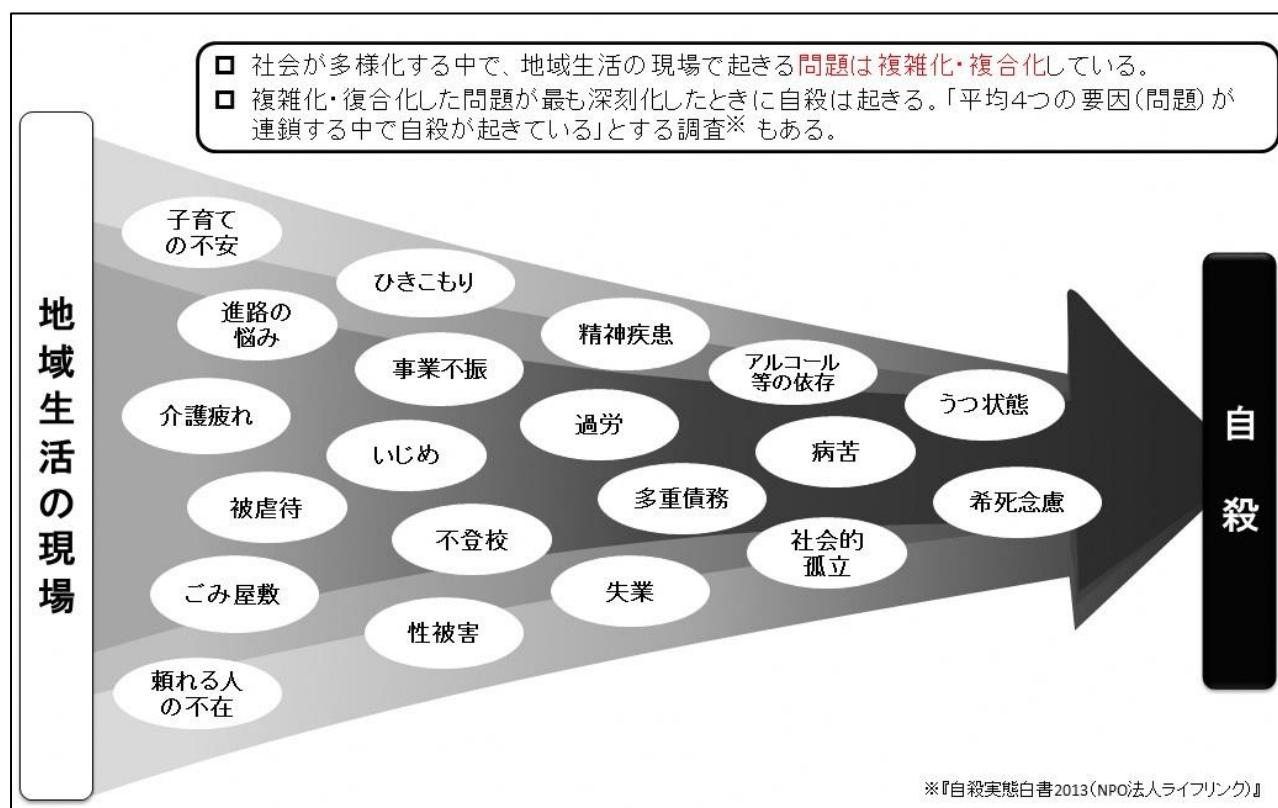


図2：日本の自殺者数の推移（令和4年度版「自殺対策白書」第1-1図）



図3：自殺死亡率の国際比較（令和4年度版「自殺対策白書」第1-29図）



1-2 自殺対策の基本方針

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、以下の6点が掲げられています。

1) 生きることの包括的な支援として推進

個人、地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものです。

2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など地域共生社会の実現に向けた取組、生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすること、その他にも孤独・孤立対策やこども家庭庁との連携を図る取組が重要です。

3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

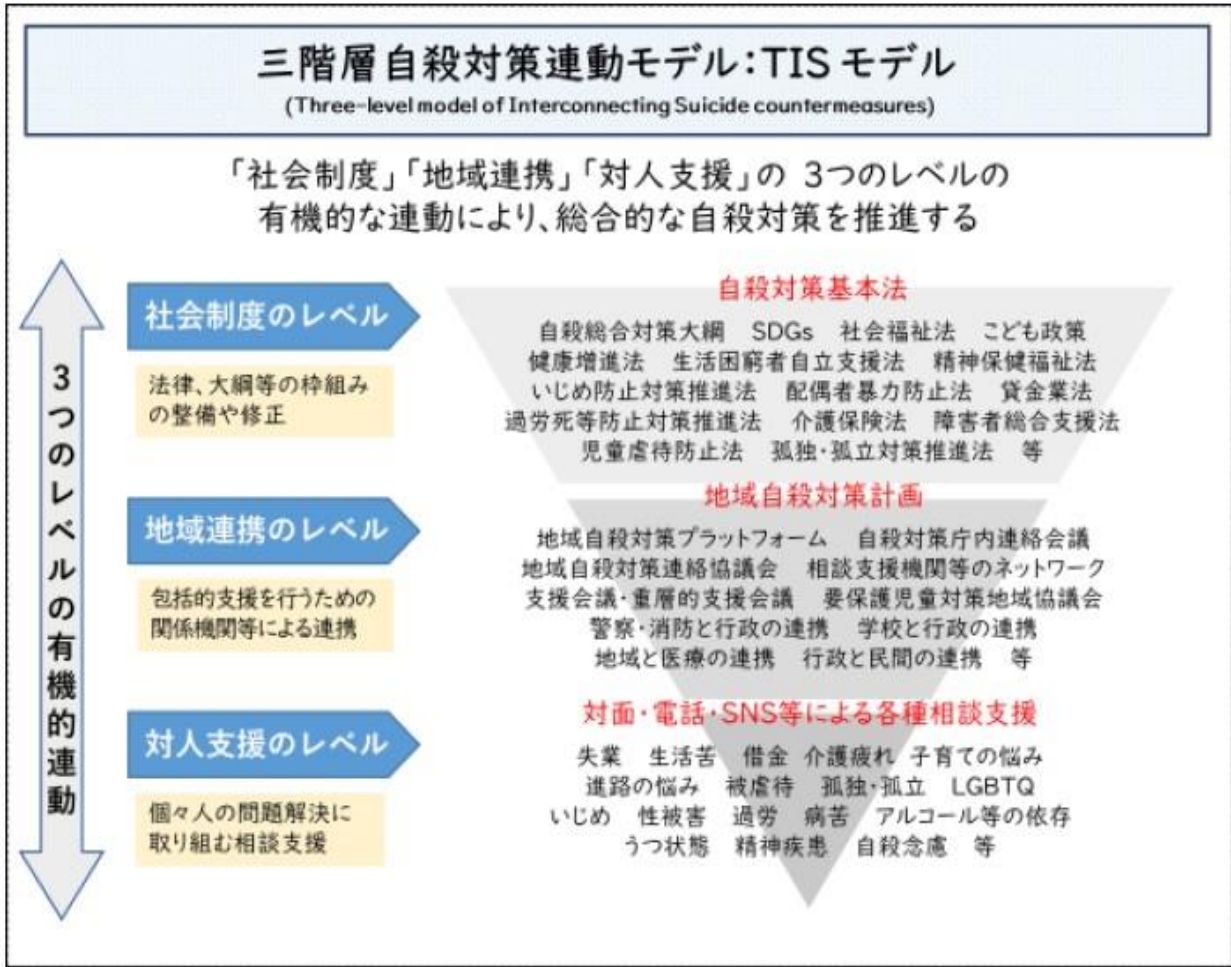
自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の：更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

図4：三階層自殺対策連動モデル（いのち支える自殺対策推進センター資料）



4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られるだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいくことが必要です。

5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に

応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、国民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

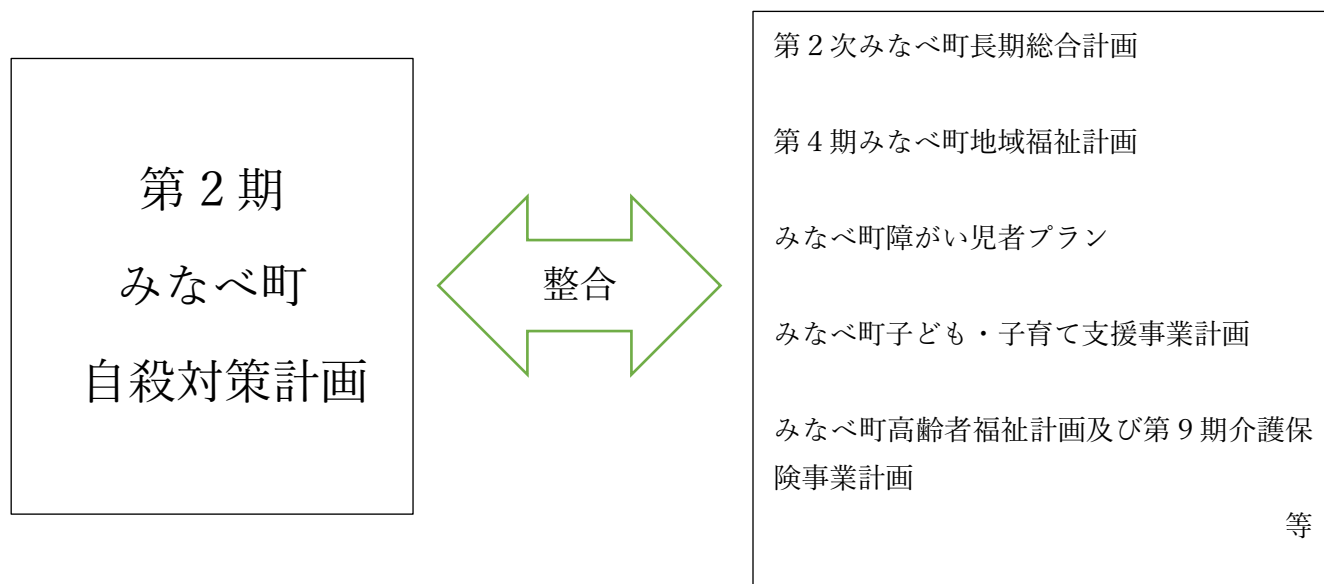
また、地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関（地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等）とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりが重要となります。

6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩への配慮

国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組む必要があります。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条2項の規定により、みなべ町における実状を勘案して定める自殺対策についての計画です。中長期的な視点を持って継続的に実施していくため、「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」を踏まえ、また、関連性の高い計画である「第4期みなべ町地域福祉計画」、「みなべ町障がい児者プラン」、「みなべ町子ども・子育て支援事業計画」、「みなべ町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」等との整合を図ります。



1-4 SDGsとの関係

本計画ではみなべ町のSDGsに関する取り組み状況や本計画の基本理念等を踏まえ、SDGsの17の目標のうち、「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「16 平和と公正をすべての人に」、「17 パートナリシップで目標を達成しよう」の9つのゴールに寄与することを念頭に置きながら、具体的な取組を進めていくこととします。

1-5 計画の期間

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。また国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

1-6 計画の目標

「自殺総合対策大綱」では、令和8（2026）年までに自殺死亡率を平成27（2015）年と比べて30%以上減少させることとしています。

みなべ町においては、「誰も自殺に追い込まれることのないみなべ町」の実現を目指します。

2 みなべ町の自殺の現状と関連データ

2-1 みなべ町の自殺の現状

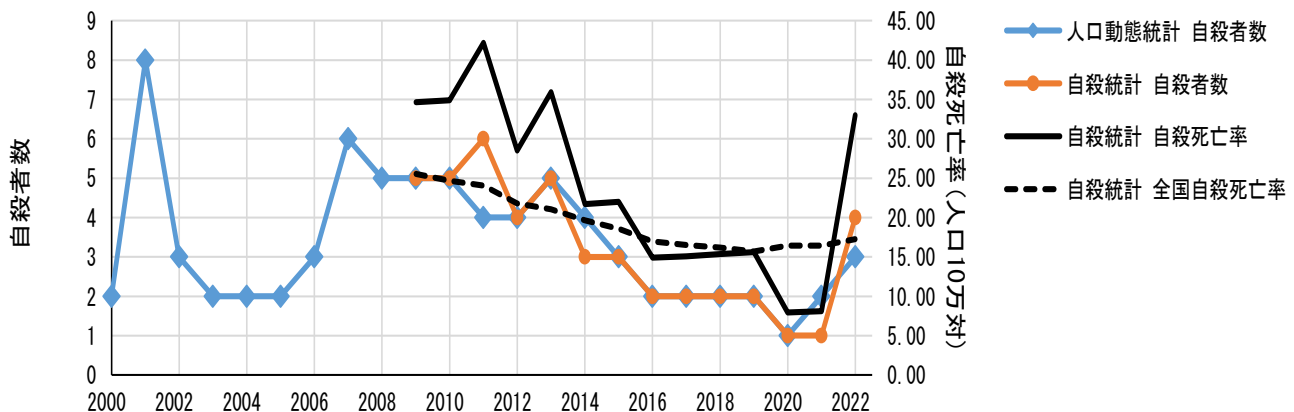
(1) 住民基本台帳に基づく人口（各年度の3月末分）

みなべ町の人口は男性、女性とも減少傾向にあります。

		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	合計
人口	総数 (人)	12,726	12,452	12,252	12,071	11,912	61,413
男性	合計 (人)	6,028	5,898	5,809	5,746	5,664	29,145
女性	合計 (人)	6,698	6,554	6,443	6,325	6,248	32,268
男性	20歳未満 (人)	1,147	1,105	1,067	1,022	982	5,323
	20歳代 (人)	513	478	475	492	481	2,439
	30歳代 (人)	601	574	555	541	532	2,803
	40歳代 (人)	856	844	836	813	785	4,134
	50歳代 (人)	780	768	749	761	772	3,830
	60歳代 (人)	897	875	854	833	825	4,284
	70歳代 (人)	717	746	772	775	773	3,783
	80歳以上 (人)	517	508	501	509	514	2,549
女性	20歳未満 (人)	1,103	1,066	1,032	1,004	959	5,164
	20歳代 (人)	547	502	468	445	462	2,424
	30歳代 (人)	623	603	586	543	506	2,861
	40歳代 (人)	830	803	794	781	763	3,971
	50歳代 (人)	823	831	809	811	814	4,088
	60歳代 (人)	988	947	933	907	895	4,670
	70歳代 (人)	852	898	904	905	911	4,470
	80歳以上 (人)	932	904	917	929	938	4,620

(2) 自殺者数及び自殺死亡率の長期的推移（H12(2000)年～R4(2022)年）

みなべ町の自殺死亡率は減少傾向にありましたが、令和4（2022）年に急増しています。

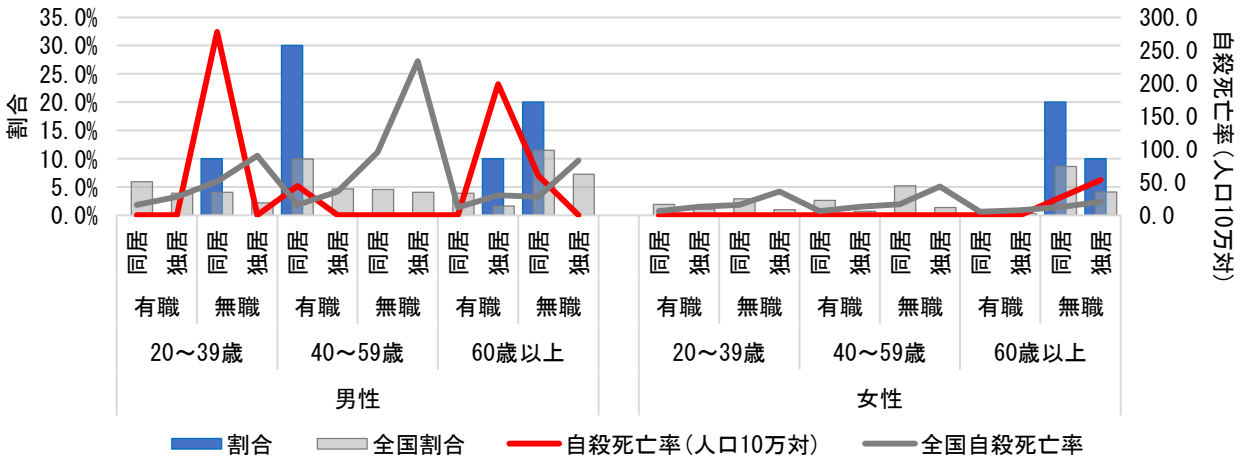


(3) 男女別 自殺者数 (H30(2018)年～R4(2022)年)

自殺者数は、男性が女性を上回っています。

男性	(H30(2018)年～R4(2022)年)	合計	7人
女性	(H30(2018)年～R4(2022)年)	合計	3人
自殺者数	(H30(2018)年～R4(2022)年)	合計	10人

(4) 性・年齢・職業・同居人の有無別にみたみなべ町の主な自殺の特徴 (H30(2018)年～R4(2022)年)



自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位: 男性 40～59歳 有職同居	3	30.0%	44.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位: 男性 60歳以上 無職同居	2	20.0%	59.8	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位: 女性 60歳以上 無職同居	2	20.0%	26.8	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位: 男性 20～39歳 無職同居	1	10.0%	277.9	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺/②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
5位: 男性 60歳以上 有職独居	1	10.0%	198.7	配置転換/転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データをいのち支える自殺対策推進センター（以下、JSCP）にて個別集計

・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としました。

* 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したものです。

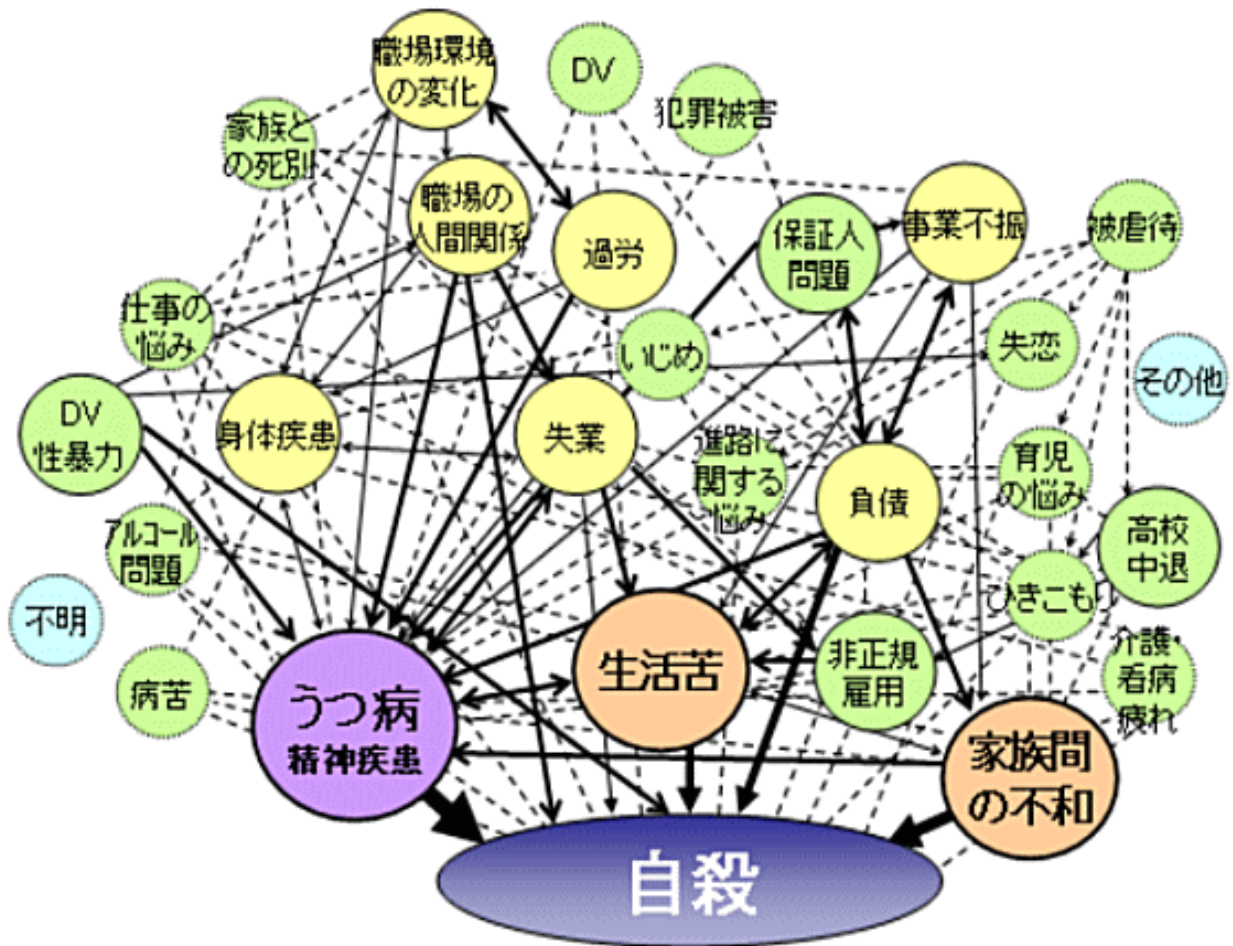
** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したものです。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではありません。

生活状況別にみた背景にある主な自殺の危機経路（例）

生活状況		背景にある主な自殺の危機経路（例）	
20～39 歳	同居	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺	
	有職 独居	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺	
	無職	同居	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
		独居	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
	男性 40～59 歳	同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
		有職 独居	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
無職		同居	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
		独居	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
60 歳以上	同居	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺	
	有職 独居	配置転換／転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺	
	無職	同居	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
		独居	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
20～39 歳	同居	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺	
	有職 独居	①非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ②仕事の悩み→うつ状態→休職／復職の悩み→自殺	
	無職	同居	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
		独居	①【30代その他無職】失業→生活苦+うつ状態→孤立→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗+うつ状態→自殺
女性 40～59 歳	同居	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺	
	有職 独居	職場の人間関係+身体疾患→うつ状態→自殺	
	無職	同居	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
		独居	夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺
	60 歳以上	同居	介護疲れ+家族間の不和→身体疾患+うつ状態→自殺
		有職 独居	死別・離別+身体疾患→うつ状態→自殺
無職		同居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
		独居	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

・背景にある主な自殺の危機経路はライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考にしています。自殺者の生活状況別に見て代表的と考えられる経路の一例であり、記載の経路が唯一ではありません。

「背景にある主な自殺の危機経路」



自殺実態白書2013 (NPO法人ライフリンク)より

(5) 地域の自殺の特性の評価 (H30(2018)年～R4(2022)年)

	指標値	ランク
総数*1)	15.9	-
男性*1)	23.5	-a
女性*1)	9.1	-a
20歳未満*1)	0.0	-a
20歳代*1)	19.4	★a
30歳代*1)	0.0	-
40歳代*1)	12.1	-a
50歳代*1)	25.1	★a
60歳代*1)	32.5	★★a
70歳代*1)	12.4	-a
80歳以上*1)	28.0	★a
若年者(20～39歳)*1)	9.0	-
高齢者(70歳以上)*1)	19.7	-a
ハイリスク地*3)	130%/+3	-a
勤務・経営*2)	15.2	-a
無職者・失業者*2)	19.5	-a
自殺手段*4)	30.0%	-a

- *1) 地域における自殺の基礎資料に基づく自殺死亡率(人口10万対)。
- *2) 個別集計に基づく20～59歳における自殺死亡率(人口10万対)。
- *3) 地域における自殺の基礎資料に基づく発見地÷住居地(%)とその差(人)。
- *4) 地域における自殺の基礎資料または個別集計に基づく首つり以外の自殺者の割合(%)。
 - ・ランク欄に「a」と表示されている場合は、自殺者1人の増減でランクが変化することを示しています。
 - ・指標値欄に「*」と表示されている場合は、指標を算出していないことを示しています。

ランクの標章

ランク	
★★★/☆☆	上位10%以内
★★/☆	上位10～20%
★	上位20～40%
-	その他
**	評価せず

※ 全国の市区町村における当該指標値に基づく順位を評価しました。

(6) 重点施策

みなべ町における自殺の特徴の上位3区分の性・年代等の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に自殺実態プロファイルにおいて「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮」が重点施策として推奨されました。

2-2 自殺に関連するデータ

(1) 勤務・経営関連資料

有職者より無職者の自殺者数が多くなっています。

職業別の自殺の内訳 (H30(2018)年～R4(2022)年)

職業	自殺者数	割合	全国割合
有職	4	40.0%	38.7%
無職	6	60.0%	61.3%
合計	10	100%	100%

資料：警察庁自殺統計原票データを JSCP にて個別集計

- ・性・年齢・同居の有無の不詳を除きます。
- ・令和4年1月の自殺統計原票の改訂に伴い職業分類が新しくなったため、これまで「有職者の職業分類」を掲載していたところ、「有職」「無職」の分類へ変更しました。

(2) 高齢者関連資料

みなべ町の高齢化率は増加傾向にあります。

60歳以上の自殺者数は、男性は【60歳代・同居人あり】、【60歳代・同居人なし】、【80歳以上・同居人あり】の割合が全国より高くなっています。女性は【60歳代・同居人あり】、【70歳代・同居人あり】、【80歳以上・同居人なし】の割合が全国より高くなっています。

みなべ町の高齢化率 (各年度の3月末分)

	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	合計
65歳以上人口(人)	3,992	4,007	4,040	4,026	4,005	20,070
65歳以上人口 男性(人)	1,690	1,718	1,735	1,711	1,694	8,548
65歳以上人口 女性(人)	2,302	2,289	2,305	2,315	2,311	11,522
高齢化率(%)	31.4	32.2	33.0	33.4	33.6	

60歳以上の自殺者数の内訳 (H30(2018)年～R4(2022)年)

	同居人の有無	自殺者数		割合		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	1	1	16.7%	16.7%	13.4%	10.0%
	70歳代	0	0	0.0%	0.0%	14.9%	8.4%
	80歳以上	1	0	16.7%	0.0%	11.9%	5.2%
女性	60歳代	1	0	16.7%	0.0%	8.5%	2.8%
	70歳代	1	0	16.7%	0.0%	9.1%	4.3%
	80歳以上	0	1	0.0%	16.7%	7.0%	4.3%
合計		6		100%		100%	

資料：警察庁自殺統計原票データを JSCP にて個別集計

(3) 生活困窮関連資料 (H30(2018)年～R4(2022)年)

生活保護世帯、人員はともに減少傾向にあります。

生活保護受給状況 被保護世帯数・人員

区分	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
世帯数	60	57	48	48	44
人員	87	77	67	67	61
保護率	7.04	6.36	5.64	5.75	5.26

資料：田辺保健所事業概要

3 前計画の取組と評価

項目	実施内容	担当課	再掲	令和1～4年度実施状況	令和1～4年度 実施状況に関する 担当課の評価	達成度(%)	令和6年度～の実施計画
基本施策1 地域におけるネットワークの強化							
子育て世代包括支援センターの運営	妊娠期から子育て期における総合相談窓口として開設しています。妊娠中は全数、保健師、助産師による面談交付。アンケータで、不安や悩みを確認し、必要であれば継続的な支援を行っています。 妊娠中や出産後は助産師による電話相談や家庭訪問で相談のり、マタニティグループや産後うつ予防や早期発見をみなべ町子ども家庭支援ネットワークに情報提供し、連携を促します。	健康長寿課		妊娠中は全数、保健師、助産師による面談交付し、妊娠早期から関わりを持てるようにしました。アンケータで、不安や悩みを確認し、必要であれば継続的な支援をおこなっています。 妊娠中や出産後は助産師による電話相談や家庭訪問で相談のり、マタニティグループや産後うつ予防や早期発見をみなべ町子ども家庭支援ネットワークに情報提供し、連携を促しました。	計画通り実施できました。	100%	妊娠期から子育て期における総合相談窓口として開設しています。妊娠中は全数、保健師、助産師による面談交付。アンケータで、不安や悩みを確認し、必要であれば継続的な支援を行っています。 妊娠中や出産後は助産師による電話相談や家庭訪問で相談のり、マタニティグループや産後うつ予防や早期発見をみなべ町子ども家庭支援ネットワークに情報提供し、連携を促します。
地域包括支援センターの運営	運営協議会やケア会議等において高齢者向け施策を展開する関係者間で連携を強化し、地域資源の活用につなげていきます。 【地域ケア会議】随時 【在宅医療・介護連携推進会議】随時	健康長寿課		新型コロナウィルス感染症の為に、令和元年～3年まで運営協議会や地域ケア会議等は開催できていません。令和4年度からは運営協議会、地域ケア会議を開催し、高齢者向け施策の展開する関係者間で連携を強化し、地域資源の活用につなげていきます。	新型コロナウィルス感染症拡大防止により、全体会議は書面開催となった時もありましたが、計画通り実施でき、関係機関との連携もスムーズに行えました。	80%	運営協議会やケア会議等において高齢者向け施策を展開する関係者間で連携を強化し、地域資源の活用につなげていきます。 【地域ケア会議】随時 【在宅医療・介護連携推進会議】随時
地域包括ケアシステム事業	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの体制を整備し、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつなげていきます。	健康長寿課		地域包括ケアシステム事業の各事業毎に評価しました。	地域包括ケアシステム事業の各事業毎に評価しました。	—	—
介護支援専門員に関すること(ケアマネジメント支援)	介護支援専門員に対し、処遇困難事例への対応策の意見交換、専門知識を深める研修、更に地域ケア会議による多職種間の協議等での質向上やケアの質の向上が期待できます。	健康長寿課		新型コロナウィルス感染症のため開催できない期間もありましたが、他職種も参加し地域ケア会議を実施しました。老老介護など困難事例への対応策を検討し、意見交換を行いました。	新型コロナウィルス感染症拡大防止により、開催できない時期もあつたが、ケア会議開催時は、関係する専門職種や関係機関との連携を強化し総合的なケアを提供できるよう、ケアの質向上に取り組み、ことができました。	80%	介護支援専門員に対し、処遇困難事例への対応策の意見交換、専門知識を深める研修、更に地域ケア会議による多職種間の協議等での質向上やケアの質の向上が期待できます。
みなべ町文化協会への参加	公民館等を拠点としてサークル同士が相互に交流を深め、地域での仲間づくりを促進していきます。	教育学習課		新型コロナウィルス感染症のためサークル活動や文化祭等の中止が余儀なくされた時期もありましたが、サークル活動については徐々に活動を再開しました。	新型コロナウィルス感染症のためサークル活動や文化祭実施出来なかった時期もあつたが、各公民館でロビー展を行ったり、代替イベントを行うことが出来ました。	50%	これまでと同様に、サークル活動に対する積極的な支援を行っています。また、サークル活動の参加の場としてロビー展を定期的に開催し、年に一度の大文化展や文化祭も同様に行っています。
みなべ町子ども家庭支援ネットワーク協議会	虐待が疑われる見や、支援対象家庭について、関係機関と連携し、情報を共有することで効果的に支援します。さまざまな問題が自然のリスク要因とならないよう、教育、生活、経済的支援等、多方面から支援できるよう努めます。 【全体会議】1回/年 【業務者会議】2回/年 【個別ケース検討会議】適宜開催	健康長寿課 教育学習課 住民福祉課		【全体会議】1回/年 【業務者会議】2回/年 【個別ケース検討会議】適宜開催 町公報に掲載する虐待予防の啓発、虐待の心配される児童や保護者に対し、寄り添いながら相談、関係機関と連携し、情報共有しながら自殺のリスク要因とならないよう、支援しました。	新型コロナウィルス感染症拡大防止により、全体会議は書面開催となった時もありましたが、計画通り実施でき、関係機関との連携もスムーズに行えました。	80%	これまでと同様に、虐待予防の啓発や、虐待が疑われる見や、支援対象家庭について、関係機関と連携し、情報を共有することで効果的に支援します。また、さまざまな問題が自然のリスク要因とならないよう、教育、生活、経済的支援等、多方面から支援できるよう努めます。 【全体会議】1回/年 【業務者会議】2回/年 【個別ケース検討会議】適宜開催
西牟婁圏域自立支援協議会	困難事例への対応方法等について関係機関と共有、連携することで、対象者に合わせた支援を提供できる体制の強化に努めます。 【全体会議】年2回開催 【定例会議】年5回程度開催 【専門会議】適宜開催	住民福祉課		自立支援協議会の精神保健福祉部会にて、当時の保健師を初め、事例検討等を実施しました。	必要に応じて、自立支援協議会で事例検討等を通じて関係機関と連携を促したことで、支援体制の強化に努められました。	80%	困難事例への対応方法等について関係機関と共有、連携することで、対象者に合わせた支援を提供できる体制の強化により一層努めます。 【全体会議】年1回開催 【定例会議】年3回開催 【専門会議】適宜開催

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

職員の研修に関する事務	深刻な問題を抱えているり困難な状況にある方の相談に対し、担当課と情報共有、連携できる体制を作ります。また、どんな相談に対しても相談者に寄り添いながら支援する役割を担っていくよう、研修会等を開催し人材育成に努めます。	総務課 健康長寿課		令和4年度実施予定でしたが、新型コロナウィルス感染症により実施できませんでした。	計画通り実施できなかったため、今後、開催できるように努めます。	0%	深刻な問題を抱えているり困難な状況にある方の相談に対し、担当課と情報共有、連携できる体制を作ります。また、どんな相談に対しても相談者に寄り添いながら支援する役割を担っていくよう、研修会等を開催し人材育成に努めます。
思春期保健福祉体験学習	町内全ての中学3年生(一部2年生)を対象に、乳幼児健診での赤ちゃん抱っこ体験を実施しています。保健師による事前学習や体験学習で、命が大切にされていることを実感し、自分も大切にされてきた事を知ることを目的に実施していきます。	健康長寿課 教育学習課		新型コロナウィルス感染症のため令和4年度から、乳幼児健診での赤ちゃん抱っこ体験を止め、各校での講義形式として実施を継続しました。	実施方法は変更しましたが、事業自体は計画通り実施できました。	100%	町内全ての中学3年生(一部2年生)を対象に、赤ちゃん抱っこ体験を実施しています。保健師による事前学習や体験学習で、命が大切にされていることを実感し、自分も大切にされてきた事を知ることを目的に実施していきます。

項目	実施内容	担当課	再掲	令和1～4年度実施状況	令和1～4年度 実施状況に関する 担当課の計画	達成度(%)	令和6年度～の実施計画
人権啓発事務	人権啓発の映画上映、ブランターの花植え、標語の募集等を実施しています。幅広い世代を対象とした講演会等を実施していきます。	総務課 教育学習課		人権啓発の映画上映、ブランターの花植え、標語の募集を実施しました。人権啓発の映画上映のみ、新型コロナウイルス感染症のため令和2～3年度まで実施出来ませんでした。	新型コロナウイルス感染症のため一定期間にわたって実施できなかった事業もあるが、他の事業に関しては計画通り実施できました。	80%	人権啓発の映画上映、ブランターの花植え、標語の募集等を実施していきます。幅広い世代を対象とした講演会等を実施していきます。
思春期保健福祉体験学習	町内全ての中学3年生(一部2年生)を対象に、乳幼児健診での赤ちゃん抱っこ体験を実施しています。保健師による事前学習や体験学習で、命が大切にされていることを実感し、自分も大切にされてきた事を知ることを実施していきます。	健康長寿課 教育学習課	【再掲】	新型コロナウイルス感染症のため令和4年度から、乳幼児健診での赤ちゃん抱っこ体験を辞め、各校での講義形式として実施を継続しました。	実施方法は変更したが、事業自体は計画通り実施できました。	100%	町内全ての中学3年生(一部2年生)を対象に、赤ちゃん抱っこ体験を実施しています。保健師による事前学習や体験学習で、命が大切にされていることを実感し、自分も大切にされてきた事を知ることを実施していきます。
図書館の運営	自啓予防週間(9月)、自啓対策月間(3月)にあわせたこのころの健康に関する書籍紹介や展示、リーフレット等の配布を行います。	健康長寿課 教育学習課		自啓予防週間(9月)、自啓対策月間(3月)の健康に関する書籍紹介や展示、リーフレット等の配布を行いました。	自啓予防週間(9月)、自啓対策月間(3月)にあわせたこのころの健康に関する書籍紹介や展示、リーフレット等の配布を行います。	100%	自啓予防週間(9月)、自啓対策月間(3月)にあわせたこのころの健康に関する書籍紹介や展示、リーフレット等の配布を行います。
広報誌、ホームページを週刊した広報活動	自啓予防週間(9月)、自啓対策月間(3月)にあわせた、広報誌によるこのころの健康に関する啓発活動を行います。また、ホームページを通して相談窓口の周知を図ります。	総務課 健康長寿課		自啓予防週間(9月)、自啓対策月間(3月)にあわせた、広報誌によるこのころの健康に関する啓発活動を行いました。また、ホームページを通して相談窓口の周知を図りました。	自啓予防週間(9月)、自啓対策月間(3月)にあわせたこのころの健康に関する啓発活動を行いました。また、ホームページを通して相談窓口の周知を図りました。	100%	自啓予防週間(9月)、自啓対策月間(3月)にあわせた、広報誌によるこのころの健康に関する啓発活動を行います。また、ホームページを通して相談窓口の周知を図ります。

基本施策4 生きることの促進要因への支援

子育て世代包括支援センターの運営	妊娠前から子育て期における総合相談窓口として開設しています。妊娠中は全数、保健師、助産師による面談交付、アンケートで、不安や悩みを確認し、必要であれば継続的な支援を行っています。妊娠中や出産後は助産師による電話相談や家庭訪問で相談のり、マタニティーブルーや産後うつ予防や早期発見をみな町子ども家庭支援ネットワークに情報提供します。	健康長寿課	【再掲】	妊娠中は全数、保健師、助産師による面談交付し、妊娠早期から関わりを持てるようにしました。アンケートで、不安や悩みを確認し、必要であれば継続的な支援をおこなっています。妊娠中や出産後は助産師による電話相談や家庭訪問で相談のり、マタニティーブルーや産後うつ予防や早期発見をみな町子ども家庭支援ネットワークに情報提供し、連携を図りました。	計画通り実施できました。	100%	妊娠前から子育て期における総合相談窓口として開設しています。妊娠中は全数、保健師、助産師による面談交付、アンケートで、不安や悩みを確認し、必要であれば継続的な支援を行っています。妊娠中や出産後は助産師による電話相談や家庭訪問で相談のり、マタニティーブルーや産後うつ予防や早期発見をみな町子ども家庭支援ネットワークに情報提供します。
生きがい施策(各種介護予防教室、ポランティア喫茶等)	高齢者が集まる場で地域住民同士の交流やお互いの思いや悩み事などをつなげます。 【高齢者サロン】30年度 8か所 31年度 16か所(目標値)	健康長寿課		新型コロナウイルス感染症のため、通いの場を休止した時期もあったが、感染状況を見ながら再開したり、人数の多い場所は参加者を2日に分けて分散するなど、感染予防に努めて実施しました。	新型コロナウイルス感染症拡大の高、サロン活動ができない時期もあったが、生活支援コーディネーターと協力支援や再開支援を行いました。新規サロンの立ち上げ支援にも取り組むことができました。	100%	高齢者が集まる場で地域住民同士の交流やお互いの思いや悩み事などをつなげます。 【高齢者サロン】30年度 8か所 31年度 16か所(目標値)
図書館の運営	自啓予防週間(9月)、自啓対策月間(3月)にあわせたこのころの健康に関する書籍紹介や展示、リーフレット等の配布を行います。	健康長寿課 教育学習課	【再掲】	自啓予防週間(9月)でのパンフレットやリーフレットの設置、自啓対策月間(3月)でのこのころの健康に関する書籍紹介や展示、リーフレット等の配布を行いました。	計画通り実施できました。	100%	自啓予防週間(9月)、自啓対策月間(3月)にあわせたこのころの健康に関する書籍紹介や展示、リーフレット等の配布を行います。
地域子育て支援拠点事業	子育て世代の親子と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供や子育てサークルの育成、支援に努めます。	教育学習課		令和4年3月より新型コロナウイルス感染症感染拡大により、催しを中止したり人数制限を設けての事業実施となりまじ。	計画通りに事業を実施できず、目標としていた十分な支援につなげることができませんでした。	50%	子育て世代の親子と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供や子育てサークルの育成、支援に努めます。
社会教育関係団体への参加	様々なボランティア活動を通して、居場所づくりや生きがいづくりにつなげます。	教育学習課		新型コロナウイルス感染症のため事業が実施出来ない時期もあったが、令和4年度以降は一部の事業を除き計画通り実施することが出来ました。	計画通りに事業を実施出来なかった時期もあったが、概ね居場所づくりや生きがいづくりにつなげる事が出来ました。	70%	様々なボランティア活動を通して、居場所づくりや生きがいづくりにつなげます。
みなべ町文化協会への参加	公民館等拠点として、サークル同士が相互に交流を深め、地域での仲間づくりを促進していきます。	教育学習課		新型コロナウイルス感染症のため事業が実施出来ない時期もあったが、令和4年度以降は一部の事業を除き計画通り実施することが出来ました。	コロナ禍の対応に追われながらも、梅の里スポーツクラブや体育協会などの団体と連携を図りながら、様々なスポーツ活動の機会を提供することが出来ました。	70%	公民館等を拠点として、サークル同士が相互に交流を深め、地域での仲間づくりを促進していきます。
社会体育活動への参加	様々なスポーツ活動をおこなって、健康づくりや仲間づくりにつなげます。	教育学習課		新型コロナウイルス感染症のため事業が実施出来ない時期もあったが、令和4年度以降は一部の事業を除き計画通り実施することが出来ました。	コロナ禍の対応に追われながらも、梅の里スポーツクラブや体育協会などの団体と連携を図りながら、様々なスポーツ活動の機会を提供することが出来ました。	70%	様々なスポーツ活動をおこなって、健康づくりや仲間づくりにつなげます。
公園・児童遊園等の管理及び設置に関する事務	町民が利用しやすいだけでなく、町民が集まる場所としての機能を果たすことができるよう、現状維持に努めます。	建設課		必要に応じて遊具の点検及び修繕を行い、各公園、年間を通じて権管理、清掃業務を実施し、現状維持に努めました。	計画通り実施できました。	100%	町民が利用しやすいだけでなく、町民が集まる場所としての機能を果たすことができるよう、現状維持に努めます。

項目	実施内容	担当課	再掲	令和1～4年度実施状況	令和1～4年度 実施状況に関する 担当課の評価	達成度 (%)	令和6年度への実施計画
基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育							
人権啓発事務	人権啓発の映画上映、ブランターの花植え、標語の募集等を実施しています。幅広い世代を対象とした講演会等を実施していきます。	総務課 教育学習課		人権啓発の映画上映、ブランターの花植え、標語の募集を実施しました。人権啓発の映画上映のみ、新型コロナウイルス感染症のため令和2～3年度まで実施出来ませんでした。	新型コロナウイルス感染症のため一定期間にわたって未実施だった事業もあるが、他の事業に関しては計画通り実施できました。	80%	人権啓発の映画上映、ブランターの花植え、標語の募集等を実施していきます。幅広い世代を対象とした講演会等を実施していきます。
思春期保健福祉体験学習	町内全ての中学3年生(一部2年生)を対象に、乳幼児健診での赤ちゃん抱っこ体験を実施しています。保健師による事前学習や体験学習で、命が大切にされていることを実感し、自分も大切にされてきた事を知ることを実践していきます。	健康長寿課 教育学習課	【再掲】	新型コロナウイルス感染症のため令和4年度から、乳幼児健診での赤ちゃん抱っこ体験を辞め、各校での講義形式として実施を継続しました。	実施方法は変更したが、事業自体は計画通り実施できました。	100%	町内全ての中学3年生(一部2年生)を対象に、赤ちゃん人形による抱っこ体験を実施しています。保健師による事前学習や体験学習で、命が大切にされていることを実感し、自分も大切にされてきた事を知ることを実践していきます。
SOSの出し方教育	児童生徒がいのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難、ストレスに直面した時の対処方法やSOSの出し方学ぶための教育推進に努めます。	教育学習課		いじめアンケートや生活アンケート、個人面談等を行いました。児童生徒の主体性に働きかける生徒指導等を行いました。	アンケートや面談等は定期的に実施でき、また子どもの気持ちに寄り添いながらの指導も行うことができました。しかし、依然として子どもたち自身の問題(トラブル)解決能力には課題が残っています。	60%	児童生徒がいのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難、ストレスに直面した時の対処方法やSOSの出し方学ぶための教育推進に努めます。
スクールソーシャルワーカー活用事業	さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等のパイプ役として活動していきます。	教育学習課		小学校、中学校ともにスクールソーシャルワーカー等を配置し、児童生徒や保護者のパイプ役として活動しました。	学校や福祉、児童相談所等の関係機関とも連携しながら、家庭教育支援を充実させることができました。	80%	さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等のパイプ役として活動していきます。
スクールカウンセラー活用事業	さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等の相談のついでしていきます。	教育学習課		小学校、中学校ともにスクールカウンセラー等を配置し、児童生徒や保護者、教職員の相談役として活動した。	相談業務に加え、ケース会議での助言も行うことができました。	80%	さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等の相談のついでしていきます。

項目	実施内容	担当課	再掲	令和1～4年度実施状況	令和1～4年度 実施状況に関する 担当課の評価	達成度(%)	令和6年度～の実施計画
重点施策1 高齢者の健康・社会参加に関すること等の支援							
認知症キャラバンメイト活動	認知症キャラバンメイト連絡会などの学習活動を通じて、認知症高齢者への対応能力を向上することで、支援対象の高齢者の抱える問題や心理面の異変を早期発見し、早期対応につなげていきます。 【認知症キャラバンメイト連絡会12回/年実施】	健康長寿課		新型コロナウイルス感染症のため開催できない期間もあつたが、令和4年度からは、年間1回開催できました。また令和4年度はオンライン研修を開催しました。	キャラバンメイトのフォローアップ研修をすることで、キャラバンメイトのスキルアップに繋がっています。またキャラバンメイトに認知症カフェやサポーター養成講座の協力を得ており、今後のキャラバンメイトの活躍も期待できます。	100%	認知症キャラバンメイト連絡会などの学習活動を通じて、認知症高齢者への対応能力を向上することで、支援対象の高齢者の抱える問題や心理面の異変を早期発見し、早期対応につなげていきます。 【認知症キャラバンメイト連絡会12回/年実施】
認知症初期集中支援チーム	平成30年4月設置。支援対象の高齢者の抱える問題に対し、サポーター医を含む初期集中支援チームで適切な対応が出来る体制を取っています。	健康長寿課		認知症の相談は年間約20件程度ありますが、認知症初期集中支援チームでの対応は、年間1件程度と少なくなっています。アロマテラピーで医療介護に繋がっているケースが多くなっています。	認知症の相談は年間約20件程度ですが、認知症初期集中支援チームに繋がっているにさらや介護やアロマテラピーでの対応で医療や介護に繋がっているケースが多くなっています。	80%	平成30年4月設置。支援対象の高齢者の抱える問題に対し、サポーター医を含む初期集中支援チームで適切な対応が出来る体制を取っています。
認知症サポーター養成講座	地域住民に認知症に関する知識の普及、地域での見守り、高齢者の様子の変化に気づく力を高めることにより、地域での支援役となる担い手を拡充していきます。 【認知症サポーター養成講座15回/年実施】	健康長寿課		新型コロナウイルス感染症のため開催できない期間もあつたが、令和4年度からは、年間3～4回開催できました。	令和5年度は小学生も対象に開催することができました。地域住民に認知症に関する知識の普及、認知症になって地域の変化があればその人らしく地域で過ごせることを情報発信することができました。	80%	地域住民に認知症に関する知識の普及、地域での見守り、高齢者の様子の変化に気づく力を高めることにより、地域での支援役となる担い手を拡充していきます。 【認知症サポーター養成講座15回/年実施】
認知症地域支援・ケア向上事業	認知症カフェを開催し、認知症キャラバンメイトが住民の相談にのり、対応方法を伝えます。	健康長寿課		認知症地域支援推進員、認知症当事者と連携を図り、認知症施策（認知症カフェ、認知症の相談対応など）に取り組むことができました。	認知症に関する知識を普及したことで、認知症の人も認知症でない人も共に支え合えるよう努めることができました。	100%	認知症カフェを開催し、認知症キャラバンメイトが住民の相談にのり、対応方法を伝えています。
認知症カフェ（おれんじの日）	認知症高齢者やその家族、介護従事者が悩みを共有し、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いを推進していきます。 【認知症カフェ】14回/年実施	健康長寿課		新型コロナウイルス感染症のため開催できない期間もあつたが、月1回の頻度で開催できました。	当初は出張カフェ等も実施していたが、現在は月1回毎月10日前後の開催で定着しており、概ね計画通りに開催することができました。	100%	認知症カフェを開催し、認知症キャラバンメイトが住民の相談にのり、対応方法を伝えています。
高齢者虐待への対応	高齢者虐待の相談に対し、迅速な事実確認のうえ、緊急性を判断し、高齢者への支援を行います。 必要に応じて警察との連携をはかり、迅速に対応し、被害を最小限に抑え、被害に起因する原因を把握し、状況の改善・保護に努め、本人の精神面の安定を図っていきます。	健康長寿課		高齢者虐待の通報があった際には、速やかに課内共有を行い関係機関との連携の上、高齢者の保護及び虐待者への支援を実施しました。処遇困難事例については県の専門職に相談し、対応を講じて対応しました。虐待の発生を住民や関係機関に早期発見の呼びかけを行いました。	高齢者虐待の相談に対し、迅速な事実確認のうえ、緊急性を判断し、高齢者への支援を行います。 必要に応じて警察との連携をはかり、迅速に対応し、被害を最小限に抑え、被害に起因する原因を把握し、状況の改善・保護に努め、本人の精神面の安定を図っていきます。	100%	高齢者虐待の相談に対し、迅速な事実確認のうえ、緊急性を判断し、高齢者への保護、虐待者への支援を行います。 必要に応じて警察との連携をはかり、迅速に対応し、被害を最小限に抑え、被害に起因する原因を把握し、状況の改善・保護に努め、本人の精神面の安定を図ります。自殺対策につなげていきます。
生きがい施策（各種介護予防教室、ボランティア奨励等）	高齢者が集まる場で地域住民同士の交流やお互いの思いや悩み事などを話すことで、閉じこもり、うつ予防につなげます。 【高齢者サロン】30年度 8か所 31年度 16か所(目標値)	健康長寿課	【再掲】	新型コロナウイルス感染症のため、通いの場を休止した時期もあつたが、感染状況をしながら再開したり、人数の多い場所に参加者を2日に分けて分散するなど、感染予防に努めて実施しました。	新型コロナウイルス感染症拡大の為、サロン活動ができない時期もあつたが、生活支援コーディネーターと後方支援や再開支援を行い、新規サロンの立ち上げ支援にも取り組むことができました。	100%	高齢者が集まる場で地域住民同士の交流やお互いの思いや悩み事などを話すことで、閉じこもり、うつ予防につなげます。
シルバー人材センターの運営	就労は収入を生み経済面を豊かにするだけでなく、役割をもち、他者との関わりを生むことで精神面の安定や状態の変化を確認できる機会として自殺対策につなげていきます。	健康長寿課		保健福祉センターや温泉施設の日常清掃業務、高齢者サロンの運営等を委託しました。	計画通り実施できました。	100%	人員不足のため保健福祉センターの日常清掃業務は委託できないが、それ以外は継続します。
重点施策2 生活困窮者							
介護保険料(第1号被保険者)の課徴・徴収に関する事務	各種納付相談	健康長寿課		介護保険料に滞納がある場合、滞納額や滞納状況に応じて分納等対応を行いました。	計画通り実施できました。	100%	各種納付相談
短期保険証・資格証発行に関する事務	各種納付相談	住民福祉課		国保料に滞納がある場合、滞納額や滞納状況に応じて、短期保険証・資格証発行を行いました。	計画通り実施できました。	100%	各種納付相談
町税・国保料の徴収及び滞納整理	介護保険料や国保料、水道料金等を期限までに支払えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えているため、そうした相談を受けた際は、必要に応じて様々な支援につなげられる体制づくりに努めます。	税務課		町税における住民の滞納相談時、生活面等で深刻な問題を抱えているなど困難な状況であると判断した場合は、分納や猶予の制度を案内し、必要に応じて他機関にも案内を行いました。	計画通り実施できました。	100%	介護保険料や国保料、水道料金等を期限までに支払えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えているため、そうした相談を受けた際は、必要に応じて様々な支援につなげられる体制づくりに努めます。
上下水道使用料徴収		生活環境課		水道の滞りによる生活困窮を理由に上下水道料金の延長、分納納付を希望される方に対し、特に深刻な問題を抱えていると思われる方については、住民福祉課や健康長寿課と連携し、対応に努めます。	水道の滞りによる生活困窮を理由に上下水道料金の延長、分納納付を希望される方に対し、特に深刻な問題を抱えていると思われる方については、住民福祉課や健康長寿課と連携し、対応に努めます。	100%	

項目	実施内容	担当課	再掲	令和1～4年度実施状況	令和1～4年度実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	令和6年度～の実施計画
子育て世代包括支援センターの運営	妊婦期から子育て期における総合相談窓口として開設しています。妊婦期は全数、保健師、助産師による面接交付。アンケータで、不安や悩みを確認し、必要であれば継続的な支援を行っています。 妊婦中や出産後は助産師による電話相談や家庭訪問で相談のり、マタニティブルーや産後うつへの予防や早期発見に努めます。また、特定妊婦はみなべ町子ども家庭支援ネットワークに情報提供します。	健康長寿課	【再掲】	妊婦期は全数、保健師、助産師による面接交付し、妊婦早期から関わりを持てるようにしました。アンケータで、不安や悩みを確認し、必要であれば継続的な支援をおこないました。 妊婦中や出産後は助産師による電話相談や家庭訪問で相談のり、マタニティブルーや産後うつへの予防や早期発見に努めます。また、特定妊婦はみなべ町子ども家庭支援ネットワークに情報提供し、連携を図りました。	計画通り実施できました。	100%	妊婦期から子育て期における総合相談窓口として開設しています。妊婦期は全数、保健師、助産師による面接交付。アンケータで、不安や悩みを確認し、必要であれば継続的な支援を行っています。 妊婦中や出産後は助産師による電話相談や家庭訪問で相談のり、マタニティブルーや産後うつへの予防や早期発見に努めます。また、特定妊婦はみなべ町子ども家庭支援ネットワークに情報提供します。
生活困難に関する相談	高齢者相談窓口で生活困難の相談が寄せられた場合は、生活全般において深刻な問題を抱えている可能性が高いため、相談者やその家族が抱える問題を具体的に把握し、必要に応じて担当課、もしくは適切な支援先につなげていきます。	健康長寿課 住民福祉課		田辺保健所の相談員による生活困り相談は毎月第4火曜日1に実施されているため、広範囲に毎月掲載しています。生活保護については、随時QWと相談を受けています。	保健所他各課や民生委員等と連携をもちながら、希望者には早期の相談に応じられるよう対応しています。	100%	高齢者相談窓口で生活困難の相談が寄せられた場合は、生活全般において深刻な問題を抱えている可能性が高いため、相談者やその家族が抱える問題を具体的に把握し、必要に応じて担当課、もしくは適切な支援先につなげていきます。
地域子育て支援拠点事業	子育て世代の親と子どもが気軽に、相互交流を回す場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供や子育てサークルの育成、支援に努めます。	教育学習課	【再掲】	令和3年3月より新型コロナウイルス感染症発生拡大により、催しを中止したり人数制限を設けての事業実施となりました。	計画通りに事業を実施できず、目標としていたように十分な支援につなげることができませんでした。	50%	子育て世代の親と子どもが気軽に、相互交流を回す場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供や子育てサークルの育成、支援に努めます。
重点施策3 子ども若者							
人権啓発事務	人権啓発の映画上映、フランダースの花植え、標語の募集等を実施していきます。 幅広い世代を対象とした講演会等を実施していきます。	総務課 教育学習課		人権啓発の映画上映、フランダースの花植え、標語の募集を実施しました。新型コロナウイルス感染症のため、他の事業に關しては計画通り実施できませんでした。	新型コロナウイルス感染症のため、一定期間にわたって未実施だった事業も実施できました。	80%	人権啓発の映画上映、フランダースの花植え、標語の募集等を実施していきます。 幅広い世代を対象とした講演会等を実施していきます。
子育て世代包括支援センターの運営	妊婦期から子育て期における総合相談窓口として開設しています。妊婦期は全数、保健師、助産師による面接交付。アンケータで、不安や悩みを確認し、必要であれば継続的な支援を行っています。 妊婦中や出産後は助産師による電話相談や家庭訪問で相談のり、マタニティブルーや産後うつへの予防や早期発見に努めます。また、特定妊婦はみなべ町子ども家庭支援ネットワークに情報提供します。	健康長寿課	【再掲】	妊婦期は全数、保健師、助産師による面接交付し、妊婦早期から関わりを持てるようにしました。アンケータで、不安や悩みを確認し、必要であれば継続的な支援をおこないました。 妊婦中や出産後は助産師による電話相談や家庭訪問で相談のり、マタニティブルーや産後うつへの予防や早期発見に努めます。また、特定妊婦はみなべ町子ども家庭支援ネットワークに情報提供し、連携を図りました。	計画通り実施できました。	100%	妊婦期から子育て期における総合相談窓口として開設しています。妊婦期は全数、保健師、助産師による面接交付。アンケータで、不安や悩みを確認し、必要であれば継続的な支援を行っています。 妊婦中や出産後は助産師による電話相談や家庭訪問で相談のり、マタニティブルーや産後うつへの予防や早期発見に努めます。また、特定妊婦はみなべ町子ども家庭支援ネットワークに情報提供します。
ひきこもり、精神保健福祉等に 関する各種相談事業	ひきこもりや精神障害を抱える方、もしくはその家族は、地域社会で生活に際して様々な困難を抱えている可能性があるため、子ども、若者を含むあらゆる世代から相談を受けた際は、必要に応じて、様々な関係機関と連携し、包括的、継続的に支援できる体制づくりに努めます。	健康長寿課		ひきこもりや精神障害を抱える方、もしくはその家族は、地域社会で生活に際して様々な困難を抱えている可能性があるため、子ども、若者を含むあらゆる世代から相談を受けた際は、必要に応じて、様々な関係機関と連携し、包括的、継続的な支援を実施していきます。	計画通り実施できました。	100%	ひきこもりや精神障害を抱える方、もしくはその家族は、地域社会で生活に際して様々な困難を抱えている可能性があるため、子ども、若者を含むあらゆる世代から相談を受けた際は、必要に応じて、様々な関係機関と連携し、包括的、継続的に支援できる体制づくりに努めます。
みなべ町子ども家庭支援ネットワーク協議会	虐待が疑われる児や、支援対象家庭について、関係機関と連携し、情報を共有することで効果的に支援します。さまざまな問題が自殺のリスク要因にならないように、教育、生活、経済的支援等、多方面から支援できるよう努めます。 【全体会議】1回/年 【実務者会議】2回/年 【個別ケース検討会議】適宜開催	健康長寿課 住民福祉課	【再掲】	【全体会議】1回/年 【実務者会議】2回/年 【個別ケース検討会議】適宜開催 町広報紙による虐待予防の啓蒙、虐待の心配される児童や保護者に対し、寄り添いながら相談、関係機関と連携し、情報共有しながら自殺のリスク要因にならないよう、支援しました。	新型コロナウイルス感染症拡大防止により、全体会議は計画通り実施できず、関係機関との連携もスムーズに行えませんでした。	80%	これまでと同様に、虐待予防の啓蒙や、虐待が疑われる児や、支援対象家庭について、関係機関と連携し、情報を共有することで効果的に支援します。さまざまな問題が自殺のリスク要因にならないように、教育、生活、経済的支援等、多方面から支援できるよう努めます。 【全体会議】1回/年 【実務者会議】2回/年 【個別ケース検討会議】適宜開催
町内全ての中学3年生（一部2年生）を対象に、乳幼児健診での赤ちゃん抱っこ体験を実施しています。保健師による事前学習や体験学習で、命が大切にされていることを実感し、自分も大切にされてきた事を知ることを目指して実施していきます。	自校予防週間(9月)、自殺対策月間(3月)にあわせたこのころの健康に関する書籍紹介や展示、リーフレット等の配布を行います。	健康長寿課 教育学習課	【再掲】	新型コロナウイルス感染症のため令和4年度から、乳幼児健診での赤ちゃん抱っこ体験を辞め、各校での講義形式として実施を継続しました。	計画通り実施できました。	100%	町内全ての中学3年生（一部2年生）を対象に、赤ちゃん抱っこ体験を実施しています。保健師による事前学習や体験学習で、命が大切にされていることを実感し、自分も大切にされてきた事を知ることを目指して実施していきます。
思春期保健福祉体験学習	さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等のパブリックとして活動していきます。	教育学習課	【再掲】	小学校、中学校ともにスクールカウンセラー等を配置し、児童生徒や保護者、教職員の相談に応じて活動しました。見守り活動も実施しています。	学校や福祉、児童相談所等の関係機関とも連携しながら、家庭教育支援を充実させることができました。	80%	さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等のパブリックとして活動していきます。
スクールカウンセラー活用事業	スクールカウンセラー活用事業	教育学習課	【再掲】	小学校、中学校ともにスクールカウンセラー等を配置し、児童生徒や保護者、教職員の相談に応じて活動しました。見守り活動も実施しています。	さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等のパブリックとして活動していきます。	80%	さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等のパブリックとして活動していきます。
社会教育関係団体への参加	様々なボランティア活動を通して、居場所づくりや生きがいづくりにつなげます。	教育学習課	【再掲】	新型コロナウイルス感染症のため一部の事業を除き計画通り実施することが出来ませんでした。	計画通りに事業を実施出来なかった時期もあったが、概ね居場所づくりや生きがいづくりにつなげる事が出来ました。	70%	様々なボランティア活動を通して、居場所づくりや生きがいづくりにつなげます。

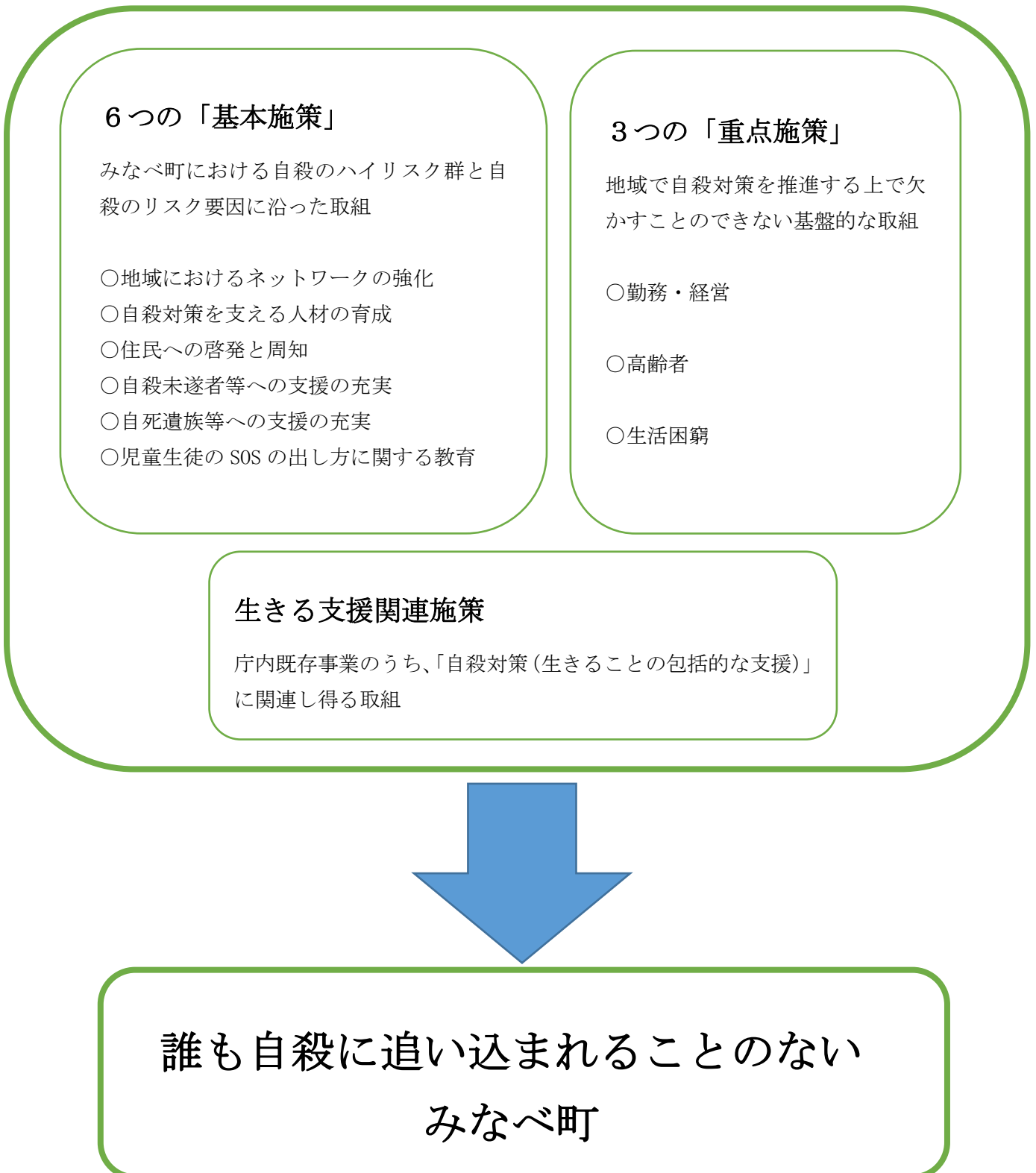
項目	実施内容	担当課	再掲	令和1～4年度実施状況	令和1～4年度 実施状況に関する 担当課の評価	達成度 (%)	令和6年度への実施計画
地域子育て支援拠点事業	子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供や子育てサークルの育成、支援に努めます。	教育学習課	【再掲】	令和3年3月より新型コロナウイルス感染症感染拡大により、催しを中止したり人数制限を設けての事業実施となりました。	計画通りに事業を実施できず、目標としていた十分な支援につなげることができませんでした。	50%	子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供や子育てサークルの育成、支援に努めます。
重点施策4 勤務・経営							
経営等に関する各種相談事業	経営や消費生活等で問題を抱えている方は、経済的に困難な状況にある可能性があるため、そうした相談を受けた際は、必要に応じて、様々な支援につなげられます。	産業課		農業経営に関しては、日本政策金融公庫と連携し月一回の相談を実施しました。消費生活相談に関しても、地域消費生活相談窓口を月二回開き実施しました。共に、新型コロナウイルスにより対面による実施ができなかった期間があったが、リモートや電話等で継続的な支援を実施しました。	計画通り実施できました。	100%	経営や消費生活等で問題を抱えている方は、経済的に困難な状況にある可能性があるため、そうした相談を受けた際は、必要に応じて、様々な支援につなげられる体制づくりをすすめていきます。
地域子育て支援拠点事業	子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供や子育てサークルの育成、支援に努めます。	教育学習課	【再掲】	令和2年3月より新型コロナウイルス感染症感染拡大により、催しを中止したり人数制限を設けての事業実施となりました。	計画通りに事業を実施できず、目標としていた十分な支援につなげることができませんでした。	50%	子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供や子育てサークルの育成、支援に努めます。
職員の衛生管理及び福利厚生に関すること	職員健診時に併せてストレスチェックを実施し、心身の健康の維持増進を図り、高ストレスと判断された方(希望者)には、産業医との面接体制を設けています。また、産業医以外にも厚生労働省の電話相談窓口(こころの耳)と共済組合の電話相談窓口を紹介しています。	総務課		ストレスチェックを毎年実施し、高ストレスと判断された方で希望する方には、産業医との面接体制を設けています。またストレスチェックの結果は産業医の先生にも見ていただき、助言があればお願しています。	計画通り実施できました。	100%	職員健診時に併せてストレスチェックを実施し、心身の健康の維持増進を図り、高ストレスと判断された方(希望者)には、産業医との面接体制を設けています。また、産業医以外にも厚生労働省の電話相談窓口(こころの耳)と共済組合の電話相談窓口を紹介しています。

4 自殺対策における取組

4-1 施策体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルにより示された「重点施策」と組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きることを支える取組」と位置づけ、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。



4-2 6つの基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を総合的に推進するためには、保健、医療、福祉、教育、労働その他様々な分野の施策をはじめ、支援に携わる人々や組織が密接に連携する必要があります。

そのため、関係機関の連携を推進するとともに、関連施策との有機的な連携をさらに深め、「生きることの包括的な支援」を実施するため、地域におけるネットワークの強化を図ります。

1. 地域におけるネットワークの強化

担当課	事業名	事業内容	関連協力団体・職種
子育て推進課*	こども家庭センターの運営	<p>妊娠期から子育て期における総合相談窓口として開設しています。妊娠届は全数、保健師、助産師による面接交付。アンケートで、不安や悩みを確認し、必要であれば継続的な支援を行っています。</p> <p>妊娠中や出産後は助産師による電話相談や家庭訪問で相談にのり、マタニティーブルーや産後うつの予防や早期発見に努めます。また、特定妊婦はみなべ町子ども家庭支援ネットワークに情報提供します。</p>	<p>医療機関</p> <p>助産師</p>
健康長寿課	地域包括支援センターの運営	<p>運営協議会やケア会議等において高齢者向け施策を展開する関係者間で連携を強化し、地域資源の連動につなげていきます。</p> <p>【地域包括支援センター運営協議会】1~2回/年</p> <p>【地域ケア会議】随時</p> <p>【在宅医療・介護連携推進会議】随時</p>	<p>医師会</p> <p>歯科医師会</p> <p>薬剤師会</p> <p>医療機関</p> <p>町内介護保険事業所</p>
	介護支援専門員に関すること(ケアマネジメント支援)	<p>介護支援専門員に対し、処遇困難事例への対応策の意見交換・専門知識を深める研修、更に地域ケア会議による多職種間の協議を行いケアの質の向上に努めます。</p>	<p>介護支援専門員協会</p> <p>社会福祉協議会</p> <p>広域消防</p> <p>田辺保健所</p>
教育学習課	みなべ町文化協会への参加	<p>公民館等を拠点としてサークル同士が相互に交流を深め、地域での仲間づくりを促進していきます。</p>	<p>教育関係機関</p>

※令和6年度より「子育て推進課」が新設されます。

2. 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

担当課	事業名	事業内容	関連協力団体・職種
<p>子育て推進課 健康長寿課 教育学習課 住民福祉課</p>	<p>みなべ町子ども家庭支援ネットワーク協議会</p>	<p>虐待が疑われる児や、支援対象家庭について、関係機関と連携し、情報を共有することで効果的に支援します。 さまざまな問題が自殺のリスク要因とならないように、教育、生活、経済的支援等、多方面から支援できるよう努めます。 【全体会議】1回/年 【実務者会議】2回/年 【個別ケース検討会議】適宜開催</p>	<p>田辺保健所 警察 児童相談所 教育関係機関 社会福祉協議会 こども園 学童保育所（放課後児童クラブ） 民生委員・児童委員 青少年センター 地域子育て支援センター 母子保健推進員 人権擁護委員</p>
<p>住民福祉課</p>	<p>西牟婁圏域自立支援協議会</p>	<p>困難事例への対応方法等について関係機関と共有、連携することで、対象者に合わせた支援を提供できる体制の強化に努めます。 全体会議：年2回開催 定例会議：年5回程度開催 専門会議：適宜開催</p>	<p>圏域市町村相談支援事業委託事業所管理者 圏域市町村相談支援事業委託事業所相談支援専門員 和歌山県相談支援体制整備事業アドバイザー 基幹相談支援センター等機能強化事業専門的職員 地域移行のための安心生活支援事業コーディネーター 重度心身障害児者等在宅医療等連携体制整備事業担当者 障害者就業・生活支援センター職員 障害福祉サービス提供事業所代表 自立支援協議会各専門部会代表 圏域市町村障害福祉担当課職員 圏域市町教育委員会職員 圏域市町社会福祉協議会職員 特別支援教育コーディネーター 紀南こころの医療センター相談員 和歌山県田辺保健所専門職員 西牟婁振興局障害福祉担当課職員 紀南児童相談所職員 田辺公共職業安定所職員 和歌山県田辺産業技術専門学院職員 その他必要と認められる者</p>

(2) 自殺対策を支える人材の育成

「生きることの包括的な支援」に関わる支援者等に対して、ゲートキーパー研修など、自殺対策に関する研修等を実施します。

また、周囲の方が自殺の危険を示すサインに気付き、適切に行動できるよう、必要な基礎知識の普及を図ります。

1. さまざまな職種を対象とした研修の実施

担当課	事業名	事業内容	関連協力団体・職種
総務課 健康長寿課	職員の研修に関する事務	深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある方の相談に対し、担当課と情報共有、連携できる体制を作ります。また、どんな相談に対しても相談者に寄り添いながら支援する役割を担っていけるよう、研修会等を開催し人材育成に努めます。	田辺保健所

2. 一般住民に対する研修

担当課	事業名	事業内容	関連協力団体・職種
子育て推進課 教育学習課	思春期保健学習	町内全ての中学3年生（一部2年生）を対象に、思春期教室を実施しています。保健師・助産師による講義や体験学習で、命が大切にされていることを実感し、自分も大切にされてきた事を知ることを目的に実施していきます。	学校

(3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が十分に理解されにくい現状です。自殺や精神疾患を正しく理解するとともに、危機に陥った場合には一人で抱え込まずに、誰かに援助を求めることが適切であることの理解を促進します。

1. 一般住民向けイベント等の開催

担当課	事業名	事業内容	関連協力団体・職種
総務課 教育学習課	人権啓発事務	人権啓発の映画上映、プランターの花植え、標語の募集等を実施しています。 子どもだけでなく、一般向けにも講演会等を実施していきます。	人権推進委員会
子育て推進課 教育学習課	思春期保健学習 【再掲】	町内全ての中学3年生（一部2年生）を対象に、思春期教室を実施しています。保健師・助産師による講義や体験学習で、命が大切にされていることを実感し、自分も大切にされてきた事を知ることを目的に実施していきます。	学校
健康長寿課 教育学習課	図書館の運営	自殺予防週間（9月）、自殺対策月間（3月）にあわせたこころの健康に関する書籍紹介や展示、リーフレット等の配布を行います。	—

2. 各種メディア媒体を活用した啓発活動

担当課	事業名	事業内容	関連協力団体・職種
総務課 健康長寿課	広報誌、ホームページを通じた広報活動	自殺予防週間(9月)、自殺対策月間(3月)にあわせ、広報誌によるこころの健康に関する啓発活動を行います。また、ホームページを通して相談窓口の周知を図ります。	—

(4) 自殺未遂者への支援の充実

自殺未遂者は再び自殺を図るリスクがあり、自殺未遂者への支援は重要です。「生きることの阻害要因」を減らし、自己肯定感を高めて「生きることの促進要因」を増やすような支援とともに、自殺未遂者を身近で支える家族等の支援者への支援も重要です。保健師による相談や、関係機関との連携強化を図ることで、自殺未遂者への支援を強化します。

自殺未遂者を対象とする相談事業

担当課	事業名	事業内容	関連協力団体・職種
健康長寿課	自殺未遂者のこころの相談	こころの悩みを抱えた方が自殺に追い込まれないよう、本人や家族等を対象に保健師による相談窓口を開設しています。また、ホームページや広報等を通して相談窓口の周知を図ります。	田辺保健所 西牟婁振興局

(5) 自死遺族等への支援の充実

自殺で身近な人を亡くした自死遺族は偏見や誤解を心配して孤立しやすく様々なこころの問題を引き起こすことがあることから、保健師による相談を行うとともに、遺族の方が集える場や、その時々に必要な情報へつながることのできる情報提供を進めます。

自死遺族を対象とする相談事業

担当課	事業名	事業内容	関連協力団体・職種
健康長寿課	自死遺族のこころの相談	身近な方を亡くした方を対象に保健師による相談窓口を開設しています。また、ホームページや広報等を通して相談窓口の周知を図ります。	田辺保健所 西牟婁振興局

(6) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

支援が必要な子ども・若者は、支援が必要なことを自覚できないなど、周囲にSOSを発することが困難であったり、また、SOSを発しても周囲がそのSOSを受け取れていないことがあります。

児童生徒に対し、誰にどうやって助けを求めればよいかを具体的かつ実践的に学ぶ「SOSの出し方教育」の実施を更に推進します。

1. SOSの出し方に関する教育の理解の促進

担当課	事業名	事業内容	関連協力団体・職種
総務課 教育学習課	人権啓発事務 【再掲】	人権啓発の映画上映、プランターの花植え、標語の募集等を実施しています。 子どもだけでなく、一般向けにも講演会等を実施していきます。	人権推進委員会
子育て推進課 教育学習課	思春期保健学習 【再掲】	町内全ての中学3年生（一部2年生）を対象に、思春期教室を実施しています。保健師・助産師による講義や体験学習で、命が大切にされていることを実感し、自分も大切にされてきた事を知ることを目的に実施していきます。	学校
教育学習課	SOSの出し方教育	児童生徒がいのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難、ストレスに直面した時の対処方法やSOSの出し方を学ぶための教育推進に努めます。	学校

2. 児童生徒からのSOSに対応する受け皿整備

担当課	事業名	事業内容	関連協力団体・職種
教育学習課	スクールソーシャルワーカー活用事業	さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等のパイプ役として活動していきます。	—
教育学習課	スクールカウンセラー活用事業	さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等の相談にのっていきます。	—
教育学習課	教育支援センター活用事業	さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、相談や指導等を行っていきます。	—

4-3 重点施策

(1) 勤務・経営

勤務・経営の問題は、行政や地域の関係機関が連携し、相談体制を強化するとともに、事業主等が理解を深め、勤務問題が起きにくい職場環境づくりを支援する必要があります。

担当課	事業名	事業内容	関連協力団体・職種
産業課	経営等に関する各種相談事業	経営や消費生活等で問題を抱えている方は、経済的に困難な状況にある可能性があるため、そうした相談を受けた際は、必要に応じて、様々な支援につなげられる体制づくりをすすめていきます。 (みなべ町内の小規模事業所は田辺地域産業保健センターの管轄となります。)	農業関係者 漁業関係者 商工関係者
子育て推進課	地域子育て支援拠点事業 「こひつじランド」	子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供や子育てサークルの育成、支援に努めます。	みなべ愛之園こども園
総務課	職員の衛生管理及び福利厚生に関すること	職員健診時に併せてストレスチェックを実施し、心身面の健康の維持増進を図り、高ストレスと判断された方（希望者）には、産業医との面接体制を設けています。 また、産業医以外にも厚生労働省の電話相談窓口（こころの耳）と共済組合の電話相談窓口を紹介しています。	—

(2) 高齢者

高齢者は加齢に伴う体力の低下や疾病等の身体的要因、活動意欲の低下等の心理的要因、退職など人とのかわり等の社会・環境要因により、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤独・孤立に陥りやすいという特有の課題を抱えています。そういった課題を踏まえつつ、相談体制や地域での見守り体制の充実など高齢者を包括的に支援する体制を推進します。

1. 高齢者の健康・社会参加に関すること等の支援

担当課	事業名	事業内容	関連協力団体・職種
健康長寿課	認知症キャラバンメイト活動	認知症キャラバンメイト連絡会などの学習活動を通じて、認知症高齢者への対応能力を向上することで、支援対象の高齢者の抱える問題や心理面の異変を早期発見し、早期対応につなげていきます。 【認知症キャラバンメイト連絡会】2回/年実施	医師会 認知症サポート医 町内介護保険事業所 介護支援専門員 社会福祉協議会 民生委員・児童委員 認知症キャラバンメイト 認知症サポーター 認知症地域支援推進員
健康長寿課	認知症初期集中支援チーム	平成30年4月設置。支援対象の高齢者の抱える問題に対し、サポート医を含む初期集中支援チームで適切な機関へつなぐなどの対応が出来る体制を取っていきます。	
健康長寿課	認知症サポーター養成講座	地域住民に認知症に関する知識の普及、地域での見守り、高齢者の様子の変化に気づく力を高めていくことにより、地域での支援役となる担い手を拡充していきます。 【認知症サポーター養成講座】5回/年実施	
健康長寿課	認知症カフェ (おれんじの日)	認知症高齢者やその家族、介護従事者が悩みを共有し、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いを推進していきます。 【認知症カフェ】12回/年実施	
健康長寿課	高齢者虐待への対応	高齢者虐待の相談に対し、迅速な事実確認のうえ、緊急性を判断し、高齢者の保護、虐待者への支援を行います。 必要に応じて警察との連携をはかり、迅速に対応し、被害を最小限に抑え虐待に至る原因を把握し、状況の改善・保護に努め、本人の精神面の安定を図ります。	

2. 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

担当課	事業名	事業内容	関連協力団体・職種
健康長寿課	生きがい施策 (各種介護予防 教室、ボラン ティア喫茶等) 【再掲】	高齢者が集まる場で地域住民同士の交流やお互いの 思いや悩み事などを話すことで、閉じこもり、うつ 予防につなげます。	社会福祉協議会 区長
健康長寿課	シルバー人材 センターの運 営	就労は収入を生み経済面を豊かにするだけでなく、 役割をもち、他者との関わりを生むことで精神面の 安定や状態の変化を確認できる機会として自殺対策 につなげていきます。	民生委員・児童委員 各ボランティア組織

(3) 生活困窮者

生活困窮者は単に経済的な困窮にとどまらず、社会的孤立（ひきこもり）や虐待、依存症など複合的な課題を抱え、自殺リスクを抱えている人が少なくありません。

経済や生活面などの支援を行い、関係機関とも緊密に連携し、包括的な支援を行います。

担当課	事業名	事業内容	関連協力団体・職種
健康長寿課	介護保険料（第1号被保険者）の賦課・徴収に関する事務	<p>各種納付相談</p> <p>介護保険料や国保税、水道料金等を期限までに支払えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある可能性があるため、そうした相談を受けた際は、必要に応じて様々な支援につなげられる体制づくりに努めます。</p>	—
住民福祉課	短期保険証・資格証発行に関する事務		
税務課	町税・国保税の徴収及び滞納整理		
生活環境課	上下水道使用料徴収		
子育て推進課	こども家庭センターの運営【再掲】	<p>妊娠期から子育て期における総合相談窓口として開設しています。妊娠届は全数、保健師、助産師による面接交付。アンケートで、不安や悩みを確認し、必要であれば継続的な支援を行っています。</p> <p>妊娠中や出産後は助産師による電話相談や家庭訪問で相談にのり、マタニティーブルーや産後うつ予防や早期発見に努めます。また、特定妊婦はみなべ町子ども家庭支援ネットワークに情報提供します。</p>	医療機関 助産師
健康長寿課 住民福祉課	生活困窮に関する相談	<p>高齢者相談窓口で生活困窮の相談が寄せられた場合は、生活全般において深刻な問題を抱えている可能性が高いため、相談者やその家族が抱える問題を具体的に把握し、必要に応じて担当課、もしくは適切な支援先につなげていきます。</p>	田辺保健所 法テラス
子育て推進課	地域子育て支援拠点事業「こひつじランド」	<p>子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供や子育てサークルの育成、支援に努めます。</p>	みなべ愛之園こども園

4-4 生きる支援関連施策

(1) 生きる支援関連施策 決定までのプロセス

- ① 庁内の関連事業を把握するため、各課事務分担表等よりみなべ町の全事業・業務をリスト化しました。1つの事業の中に「複数の事業（以下「業務」を含む。）」が含まれている場合は、その事業1つ1つを最大限自殺対策に活かすために、できるだけ細分化しました。
- ② 関連各課にて「事業の棚卸し事例集」を参考にしながら、全事業リストの中から「生きる支援」に関連する・関連し得る（関連しないもの以外の）事業に分類し、自殺対策の視点を加えた「事業案」を考え、関連各課が了承したものについて、以下、92事業を掲載しました。

(2) 生きる支援関連施策について

- ① これらの事業については、自殺対策の視点から、町の基本施策（6項目）及び重点施策（3項目）に基づき、関連あるものを掲載しています。
- ② 各課の事業でそれぞれ住民とかかわる際、もし悩んでいる人に【気づき】、必要に応じて、関係者に紹介し、問題解決にあたる必要がある場合においては、話を【聴き】、関係部署に【つなぐ】役割を、1人1人が担っていくことが望まれます。
- ③ さらに、この92事業の他にも数多くの業務がありますが、あらゆる機会を捉え、住民に対する啓発と周知を行っていくよう、努めるものとします。

生きる支援関連施策

番号	担当課	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方 取組（事業）の概要
1	総務課	消防関係事務	▼自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。
2	総務課	人事に関する事務	▼住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。
3	総務課	庁議等に関する事務	▼自殺対策について言及することができれば、総合的・全庁的に対策を進めやすくなる。
4	総務課	職員の服務に関する事務	▼住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。
5	総務課	職員の研修に関する事務	▼自殺対策に関する研修を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。
6	総務課	職員の衛生管理及び福利厚生に関すること	▼職員健診時に併せてストレスチェックを実施し、心身面の健康の維持増進を図り、高ストレスと判断された方（希望者）には、産業医との面接体制を設けている。 ▼また、産業医以外にも厚生労働省の電話相談窓口（こころの耳）と共済組合の電話相談窓口を紹介している。
7	総務課	交通安全施設事業	▼自殺事案の発生や可能性等がないか状況確認を行うことにより、事案発生を防ぐ手立てをとり得る。
8	生活環境課	上下水道使用料徴収	▼問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対し、他機関へつなぐ等の対応や相談先の情報提供ができ得る。
9	税務課	町税・国保税の徴収及び滞納整理	▼町税における住民の納税相談等において、生活面等での深刻な問題を抱えているなど困難な状況にあり、自殺等のリスクが高いと判断できる場合には、相談職員が適切な機関につなぐ等、気づき役としての役割を担っている。
10	住民福祉課 税務課	短期保険証・資格証発行に関する事務	▼保険税等を期限までに支払えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況に陥りやすいため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。
11	住民福祉課	各種手帳申請・交付・受付事務 申請受付事務 ・療育手帳 ・身体障害者手帳	▼申請に際し、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。
12	住民福祉課	各種手当申請事務 ・特別障害者（障害児福祉）手当申請事務 ・特別児童扶養手当申請事務 ・みなべ町在宅障害者等福祉手当申請事務 ・みなべ町心身障害児等在宅扶養手当申請事務	▼障害児を養育・監護している世帯は経済的・精神的負担が大きく、自殺リスクも高まる可能性があり、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。
13	住民福祉課	自立支援医療費（更生・育成）給付事業	▼支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。
14	住民福祉課	障害福祉サービス費給付事業	▼支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。 ▼障害支援区分認定調査・概況調査による情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、接触時のアプローチにより、生きることへの包括的支援（自殺対策）の拡充を図ることができる。
15	住民福祉課	障害児通所給付費給付事業	▼支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。
16	住民福祉課	障害者虐待への対応	▼虐待への対応を糸口に、本人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつなぐ接点（生きることの包括的支援への接点）にもなり得る。
17	住民福祉課	身体障害者相談員 知的障害者相談員	▼身体や知的的相談の機会を通して、適切な対応への接点となりえる。
18	住民福祉課	身体障害者・児補装具給付事業	▼支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。
19	住民福祉課	子ども医療費支給事業	▼給付・助成に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。

20	住民福祉課	重度心身障害児（者）医療費支給事業	▼給付に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。
21	住民福祉課	ひとり親家庭等医療費支給事業	▼ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。 ▼医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。
22	住民福祉課	養育医療に関する事務	▼育児に係る悩みや経済的負担は自殺に至る要因にもなり得る。 ▼助成の相談や申請の機会は、自殺のリスクが高い層との接触機会として活用し得る。
23	住民福祉課	後期高齢者医療保険料の賦課、徴収に関する事務	▼保険料等を期限までに支払えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。
24	住民福祉課	葬祭費に関する事務	▼葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている方もいる可能性がある。そのため抱えている問題に応じて、そうした方を支援機関へとつなぐ機会として活用し得る。
25	住民福祉課 子育て推進課	民生委員・児童委員会	▼相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはある。 ▼地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。
26	住民福祉課	福祉案内窓口・相談	▼福祉の窓口として相談や支援を通して、適切な機関につなぐ等、気づき役としての役割を担える接点になり得る。
27	住民福祉課	障害児支援に関する事務	▼障害児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
28	住民福祉課	地域自立支援協議会への参加	▼医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策（生きることの包括的支援）を展開する上での基盤ともなり得る。
29	総務課 健康長寿課 住民福祉課	災害時要援護者支援に関すること	▼データとしての情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、間接的な生きることへの包括的支援（自殺対策）へつながり得る。
30	産業課	消費生活相談	▼架空請求に対する相談が増えつつある。相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。
31	産業課	経営等に関する各種相談事業	▼経営や消費生活等で問題を抱えている方は、経済的に困難な状況にある可能性があるため、そうした相談を受けた際は、必要に応じて、様々な支援につなげられる体制づくりを進める。
32	産業課	競（公）売買受適格者証明	▼所有農地が競（公）売に係る理由は、経済的困窮が疑われる。問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。
33	建設課	空き家対策事業	▼空き家除去により対象者の侵入リスクを減少させる効果がある。 ▼相談を受けた職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
34	建設課	公園・児童遊園等の管理及び設置に関する事務	▼町民が集まれる居場所としての機能を果たすことができる。
35	建設課	町営住宅事務	▼低収入者には家賃減免申請の案内をし、生活面での支援体制を行っている。 ▼相談を受けた職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
36	健康長寿課	シルバー人材センターの運営	▼就労は収入を生み経済面を豊かにするだけでなく、他者との関わりを生むことで精神面の安定や状態の変化を確認することができ自殺対策につながる。
37	健康長寿課	自立支援医療（精神通院）、精神障害者保健福祉手帳申請受付事務	▼申請に際し、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。
38	健康長寿課	配偶者暴力防止に関する相談	▼配偶者やパートナーから暴力を受けるという経験は、自殺のリスクを上昇させかねない。 ▼相談の機会を提供することで、自殺リスクの軽減に寄与し得る。緊急性がある場合は、保健所の女性相談と連携し、保護につなげる。
39	健康長寿課	ひきこもり相談	▼ひきこもりは自殺リスクが高く、家族や当事者からの相談を受け、適切な支援につなぐことで自殺リスクの減少を図る。
40	健康長寿課	特定健診・特定保健指導	▼健康診断の機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点となり得る。健康問題からくる不安や悩みに対する相談を行い、自殺リスクの減少を図る。
41	健康長寿課	健診結果説明会	▼当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。
42	健康長寿課 子育て推進課	家庭訪問	▼当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり必要なサービスにつなぐことができる。

43	健康長寿課	各種がん検診・結核検診事業	▼ミニドック健診の結果説明会の機会を活かし、メンタル面に問題がある場合はより詳細な聞き取りを行うことで、専門機関による支援への接点となり得る。
44	健康長寿課	栄養改善・食育の推進 食生活改善推進員活動事務	▼食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する方には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の困難を抱えて自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。 ▼当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。
45	健康長寿課	介護保険料（第1号被保険者）の賦課・徴収に関する事務	▼期限までに納税できない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性があるため、潜在的なハイリスク層を把握する上での一手段となり得る。そのためつなぐべき支援先や支援策を、職員に周知しておく必要がある。
46	健康長寿課	介護給付・要介護認定（調査）に関すること	▼介護は本人や家族にとっての負担が大きく、自殺のリスクが高くなる可能性がある。相談を通じて本人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
47	健康長寿課	高齢者台帳整備に関すること	▼普段の生活習慣や住居の状況を把握することで、生活状況の変化や体調の変化も確認でき、自殺対策に繋げることができる。
48	健康長寿課	地域支援事業総合事業に関すること	▼総合事業の活用により、本人の健康の維持増進、他者との関わりを生むことで、心身の安定に繋げることができ本人の自殺対策に繋げることができる。
49	健康長寿課	認知症キャラバンメイト事業	▼認知症キャラバンメイト連絡会などの学習活動を通じて、認知症高齢者への対応能力を向上することで、支援対象の高齢者の抱える問題や心理面の異変を早期発見し、早期対応に繋げられる。
50	健康長寿課	緊急通報装置貸与等事業	▼手続き時に本人や家族との接触の中で設置が必要な状況の聞き取りや定期通信等によって、本人の状況等を把握することができ自殺対策に繋げることができる。
51	健康長寿課	認知症サポーター養成講座	▼地域住民に認知症に関する知識の普及、地域での見守り、高齢者の様子の変化に気づく力を高めていくことにより、地域での支援役となる担い手を拡充することに繋がる。
52	健康長寿課	高齢者虐待への対応	▼高齢者虐待の相談を受け、迅速に対応することにより、被害を最小限に抑え虐待に至る原因を把握し、状況の改善・保護に努め、本人の精神面の安定を図る。
53	健康長寿課	介護支援専門員に関すること（ケアマネジメント支援）	▼介護支援専門員に対し、処遇困難事例への対応策の意見交換・専門知識を深める研修、更に地域ケア会議による多職種間の協議等で自殺対策につながる資質向上やケアの質の向上が期待できる。
54	健康長寿課	介護予防ケアマネジメント	▼介護は従事者にかかる負担も大きいと、抱え込みがちな問題や困った時の相談先、ストレスへの対処法に関する情報をあわせて提供することで、支援者（介護職）への支援の充実に向けた施策にもなり得る。
55	健康長寿課	認知症初期集中支援チーム	▼平成30年4月設置。現時点で該当者なし。支援対象の高齢者の抱える問題に対し、サポート医を含む初期集中支援チームで適切な機関へとつなぐなどの対応が出来る体制を取っている。
56	健康長寿課 住民福祉課	成年後見制度利用支援事業	▼当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することや制度を利用し本人を補助することで、問題の早期発見・早期対応への接点になる。
57	健康長寿課	生きがい施策 （各種介護予防教室、ボランティア喫茶等）	▼高齢者が集まる場で地域住民同士の交流やお互いの思いや悩み事などを話すことで、閉じこもり、うつ予防に繋がる。
58	健康長寿課	入浴事業	▼入浴補助利用証を発行することにより温泉施設へ足を運びやすくし、温泉という憩いの場を生み出すことにより、他者との交流を生みだし本人の自殺対策に繋げることができる。
59	健康長寿課	地域包括支援センターの運営	▼運営協議会やケア会議等で共有することで高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていくことができる。
60	健康長寿課	認知症カフェ （おれんじの日）	▼認知症高齢者やその家族、介護従事者が悩みを共有し、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いの推進に繋げられる。
61	健康長寿課	国保39歳1日人間ドック 脳ドック	▼健康診断の機会を活かし、専門機関による支援への接点になり得る。
62	健康長寿課	精神保健福祉推進事業	▼精神障害を抱える方とその家族の中でも、特に困難事例とされる方は自殺リスクの高い方が少なくない。 ▼個別支援を充実させることで、自殺のリスクが高い方々の自殺防止に向けた有効な取組にもつながり得る。 ▼精神障害を抱える方とその家族は、地域社会での生活に際して様々な困難を抱えており、自殺リスクの高い方も少なくない。 ▼早期段階から社会復帰に向けた支援を専門医や保健師等が展開し、本人や家族を包括的・継続的に支えていくことで、そうしたリスクの軽減につながり得る。
63	健康長寿課	ボランティア喫茶	▼高齢者が集まる場で地域住民同士の交流やお互いの思いや悩み事などを話すことで、閉じこもり、うつ予防に繋がる。
64	教育学習課	スクールソーシャルワーカー活用事業	▼さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。

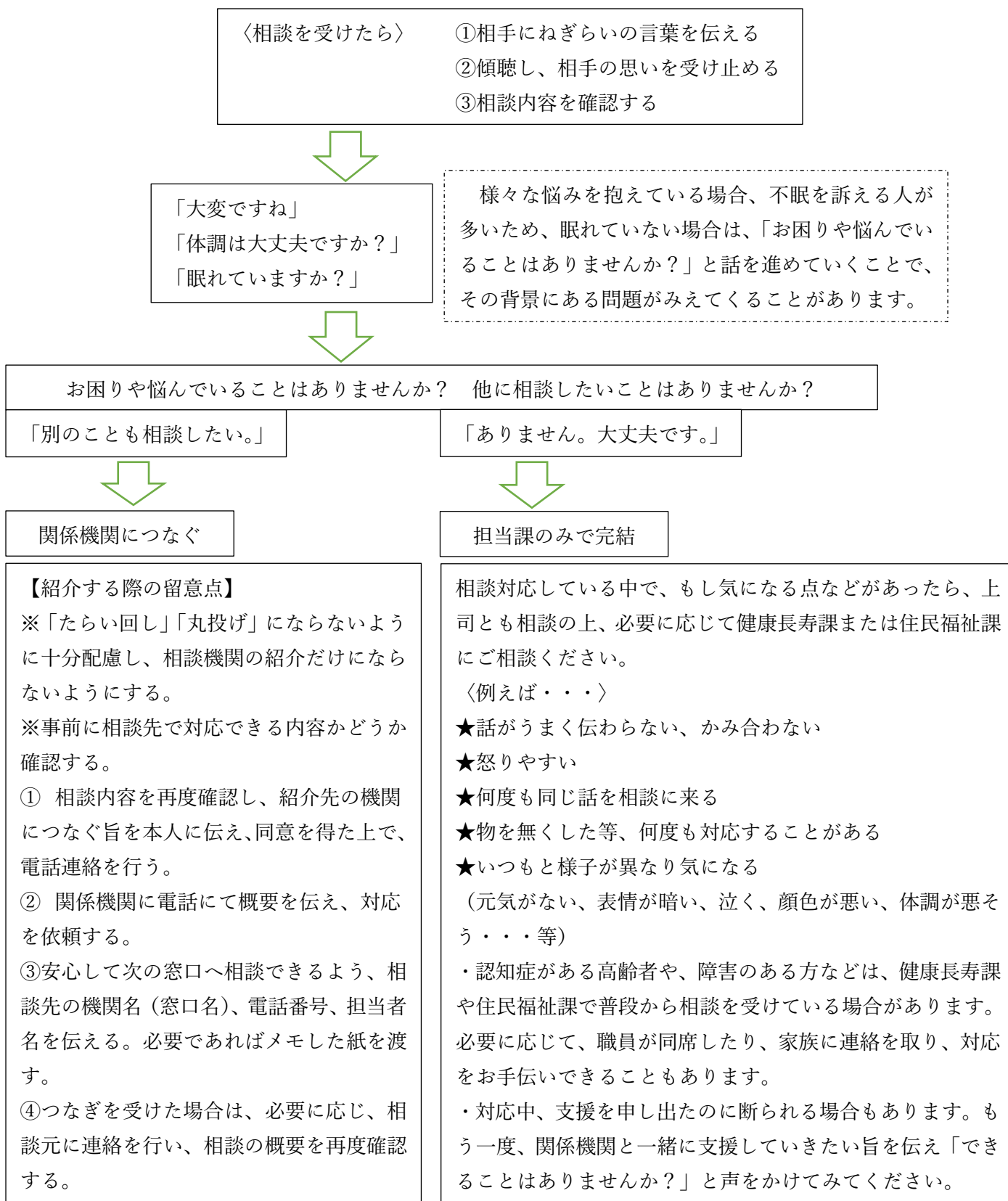
			▼スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
65	教育学習課	スクールカウンセラー	▼さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等の相談にのっていきます。
66	教育学習課	学童保育所（放課後児童クラブ）業務に関すること	▼申請に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。
67	教育学習課 総務課	人権啓発事務	▼町内各小・中学生を対象とした、いじめ等に関する人権教室、イベント等での自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会とし得る。また、人権擁護委員や行政相談員が自殺対策の知識をもつことで、相談業務だけでなく、関係機関へつなぐ役割を期待できる。
68	教育学習課	生徒指導、進路指導及び健康安全に関する事務	▼問題行動を起こす児童・生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性もある。 ▼教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となり得る。
69	教育学習課	教科、領域生徒指導、進路指導及び健康安全に関する事務	▼題材の選定が可能ならば、SOSの出し方教育などをこの枠で行うことで、児童生徒の援助希求能力の醸成や、問題解決に向けた主体的行動の促進等を図り得る。
70	教育学習課	教育支援委員会	▼特別な支援を要する児童生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。各々の状況に応じた支援を関係機関が連携し、その保護者の相談にも応じることにより、児童生徒の困難の軽減や保護者の負担感の軽減にも寄与し得る。
71	教育学習課	児童及び生徒の事故並びに非行の届け出に関する事務	▼さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。 ▼スクールソーシャルワーカー等関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
72	教育学習課	学校教育についての調査及び研究に関する事務	▼不登校の子どもは本人自身のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もある。 ▼そうしたリスクに対して、スクールカウンセラーや専門相談員と連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげることが可能になり得る。
73	教育学習課	みなべ町教育大綱の策定	▼施策の一つとしていじめ行為の未然防止と早期発見・対応があり、子ども・若者の自殺対策に関する内容を反映させられる可能性がある。
74	教育学習課	町連合 PTA	▼自殺問題等について講演会を行うことにより、保護者の中で子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めることができ得る。また、保護者自身が問題を抱えた際の相談先情報提供にも寄与し得る。
75	教育学習課	図書館の運営	▼図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携できれば、住民に対する情報提供の場として活用し得る。 ▼実際に、図書館で自殺対策（生きることの包括的な支援）関連の展示やリーフレットの配布を行っている自治体は少なくない。 ▼学校に行きづらいている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となり得る可能性もある。
76	教育学習課	不登校児童生徒支援事業（クレセール）	▼不登校児童生徒の保護者から相談のあった場合に、指導員が必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応をとれるようになる可能性がある。
77	子育て推進課	こども家庭センター	▼妊娠・子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することが可能となり、それは自殺リスクの軽減にもつながり得る。
78	子育て推進課	地域子育て支援拠点事業「こひつじランド」	▼子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供や子育てサークルの育成、支援を行います。
79	子育て推進課	みなべ町子ども家庭支援ネットワーク協議会	▼児童虐待が発生する状況下では、その家庭そのものの自殺リスクを上昇させる。 ▼相談の機会を提供することで、自殺リスクの軽減に寄与し得る。
80	子育て推進課	母子・寡婦福祉に関する相談	▼相談者の中では、生きづらさを抱え、自殺リスクの高い方もいる。 ▼相談の際に問題を把握し、適切な支援機関につなぐ機会にもなり得る。
81	子育て推進課	母子健康手帳交付	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。
82	子育て推進課	妊婦健康診査	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる。妊婦健診受診状況や、結果を確認し、異常を発見する機会とすることが出来る。自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。
83	子育て推進課	妊産婦・新生児等訪問指導	▼面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。
84	子育て推進課	各種健康診査 4・10か月児健康診査 1歳6か月児健康診査 2歳6か月児健康診査 3歳6か月児健康診査	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。

85	子育て推進課	不妊治療費助成事業	▼不妊に係る悩みや経済的負担は自殺に至る要因にもなり得る。 ▼助成の相談や申請の機会は、自殺のリスクが高い層との接触機会として活用し得る。
86	子育て推進課	児童手当支給事務	▼資格喪失（転出）に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。
87	子育て推進課	児童扶養手当申請受付	▼受付に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。 ▼扶養手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用し得る。
88	子育て推進課	子育て短期支援事業	▼児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童、または緊急一時的に保護を必要とする母子等が適切な処遇を確保される施設において、養育・保護を実施する。
89	子育て推進課	こども園運営業務に関する こと	▼申請に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。
90	子育て推進課	一時預かり事業	▼子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得る。
91	子育て推進課 教育学習課	思春期保健学習	▼自分の命、友達の命の大切さを学び、そのことでいじめ予防につながる。
92	子育て推進課	母子保健推進員活動	▼活動を通じて、異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる。自殺対策を踏まえた対応の強化をはかることができる。

5 みなべ町 相談対応フローチャート

5-1 みなべ町 相談対応フローチャート

本計画における基本施策、重点施策及び生きる関連施策については、担当課での対応に加え庁内関係部署との緊密な連携が不可欠です。そのため、相談を受けた際のフローチャートを作成しました。



窓口に来る方の中には、話をうまく伝えられない人や、どこに相談したら良いかわからない、相談内容をたくさん抱えている等、様々な人がいます。高齢者の場合は、認知症の方がいるかもしれません。

相手の話を聞きながら、その様子を観察し、必要な時には協力しながら、問題解決のために一緒に対応します。

5-2 主な相談窓口

内 容	相 談 窓 口	電 話 番 号
心・身体の健康に関する相談	みなべ町役場 健康長寿課	0739-74-3337
	田辺保健所	0739-22-1200
高齢者に関する相談	地域包括支援センター	0739-74-8065
妊娠から子育てに関する相談	みなべ町役場 子育て推進課	0739-33-7550
福祉サービスに関する相談	みなべ町役場 住民福祉課	0739-72-2161
生活困窮に関する相談	みなべ町社会福祉協議会	0739-72-5611
	西牟婁振興局	0739-26-7931
税金に関する相談	みなべ町役場 税務課	0739-72-2162
消費者問題に関する相談 経営などに関する相談	みなべ町役場 産業課	0739-72-1337
児童・生徒に関する相談	みなべ町役場 教育学習課	0739-74-2191
どこに相談していいのかわからない	みなべ町役場 健康長寿課	0739-74-3337

第2期 みなべ町 自殺対策計画

発行日 : 令和6年3月
編集・発行 : みなべ町健康長寿課
〒645-0002
和歌山県日高郡みなべ町芝742番地
TEL : 0739-72-2015 (代表)
TEL : 0739-74-3337 (直通)